

北本市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

北 本 市

北本市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって



近年、核家族化、高齢化、就労の多様化、地域での人間関係の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが時代の要請、社会の役割となっています。

こうした中、本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「北本市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定

するとともに、平成22年には「北本市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、地域全体で子育てを支援し、輝く笑顔があふれる元気なまちづくりを推進してきました。

さらに、平成24年8月には、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連3法が制定され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められ、また、平成27年度から5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。この計画の策定に当たり、北本市における子ども子育てに関する実態やニーズを把握するため、アンケートを実施し、教育・保育・子育て支援の量の見込みの設定を行いました。

平成22年4月1日には「北本市自治基本条例」が施行されました。子どもたちの育成支援に関しましても、市民・議会・行政が一体となって子どもたちが夢と希望を持てるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、これからも、御支援・御協力いただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート等に御協力いただきました市民の皆様、計画策定に御尽力いただきました北本市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

平成27年3月

北本市長 石 津 賢 浩

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と目的.....	3
2. 計画の性格と位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の策定体制と策定の経緯.....	5
第2章 北本市の子ども・子育てを取り巻く現状	7
1. 人口・世帯等.....	7
2. 女性の就業状況.....	10
3. 保育サービスなどの状況.....	10
4. 幼稚園の状況.....	15
5. 小学校.....	16
6. 中学校.....	17
7. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）.....	18
8. 次世代育成支援行動計画の評価.....	29
第3章 計画の基本的な考え方	30
1. 子ども・子育てビジョン（基本理念）.....	30
2. 施策目標.....	31
3. 施策の体系.....	33
第4章 量の見込みと提供体制	34
1. 教育・保育提供区域.....	34
2. 将来の子ども人口.....	36
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	38
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	40
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	47
第5章 総合的な施策の展開	48
施策目標1 子ども権利を守り、子どもが健やかに育つまち.....	48
施策目標2 子どもがたくましく心豊かに育つまち.....	56
施策目標3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち.....	64
施策目標4 子育てと仕事を両立できるまち.....	68
施策目標5 地域で支え合い子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち.....	72
第6章 計画の推進	79
1. 計画の推進にあたって.....	79
2. 計画進行管理の体制としくみ.....	80
資料編	81
○北本市子ども・子育て会議条例.....	81
○北本市子ども・子育て会議委員名簿（平成26年度）.....	82
○計画策定経緯.....	83
○用語解説.....	85

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、急速な少子化の進行（平成 25 年合計特殊出生率 1.43）や核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されたところです。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（2015 年度）から本格的にスタートするにあたり、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

北本市においては、平成 17 年 3 月に『北本市次世代育成支援対策行動計画』を策定し、平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間として、全ての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

この度作成する北本市の「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、北本市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

「北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

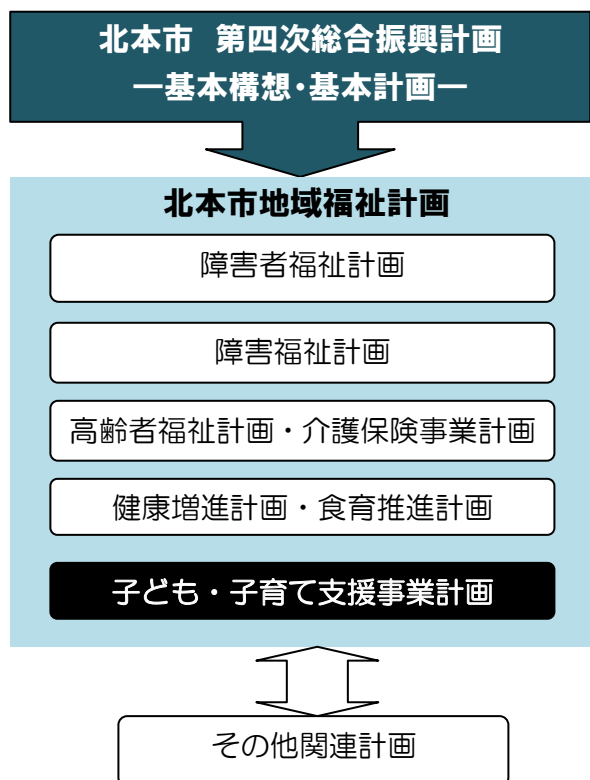
具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の後継計画的な性格も併せ持つ計画として策定します。

(2) 北本市計画体系等における位置づけ

本計画は、「第四次北本市総合振興計画」を上位計画とし、北本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、市の「地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との調和のとれた計画として策定するものです。



3. 計画の期間

本計画は、平成 27～31 年の 5 年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



4. 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 計画の策定体制

[子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「北本市子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、北本市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成25年11月に実施しました。

[パブリック・コメントの実施]

「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたり、本市が新たに認可することとなる施設等の設備・運営に関する基準や、給付の対象となることを確認するための運営に関する基準等を定める条例を策定するにあたり、ご意見をいただくためパブリック・コメントを実施しました。（平成 25 年 7 月）

また、計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリック・コメントを実施しました。（平成 27 年 1 月～2 月）

(2) 計画策定の経緯

本計画の策定・変更・推進等について協議するため平成25年10月に設置された「北本市子ども・子育て会議」が、本計画の策定に向けて、ニーズ調査結果の検討や、計画の基本理念、施策体系などを踏まえた議論を進めてきました。

さらには、平成27年1月19日より1か月、パブリック・コメントを実施し、計画の策定段階で広く市民の意見を募集し、これらの意見を踏まえ検討がなされました。

そして、協議を重ねて整理されたものを取りまとめ、本市の計画として、平成27年3月に本計画を策定し、平成27年4月から、本計画に沿って、本市の子ども・子育て支援事業に関する施策を進めていきます。

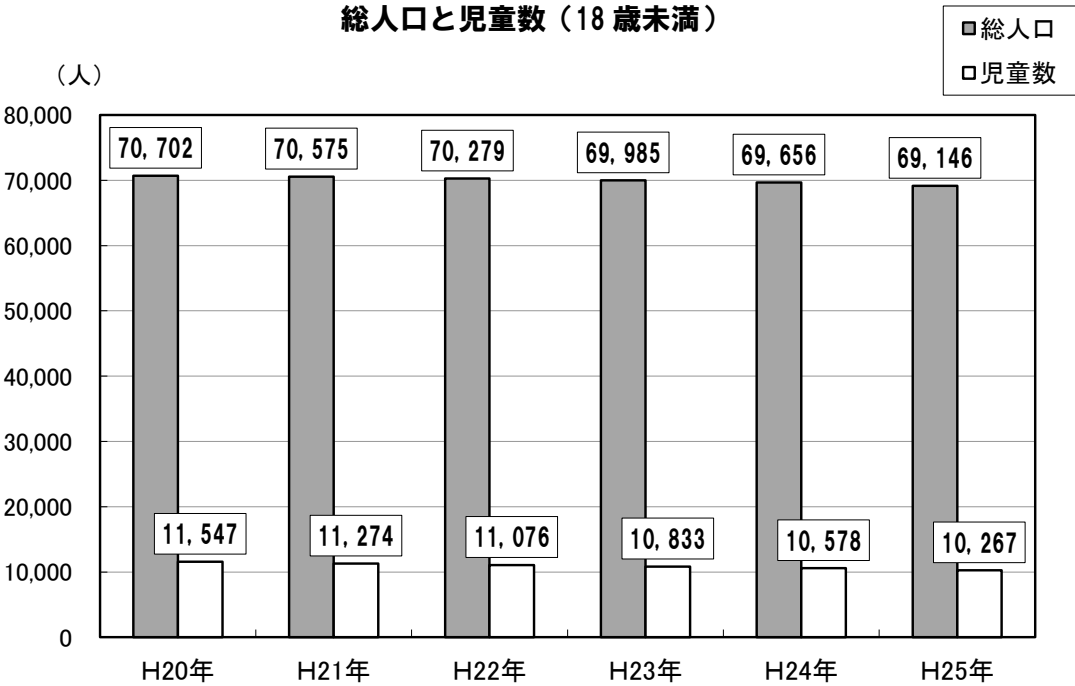
第2章 北本市の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯等

(1) 総人口と児童人口

本市の総人口は年々微減傾向にあり、また児童人口(18歳未満)は平成20年の11,547人から平成25年には10,267人となって、5年間で1,280人の減少となっています。

総人口に占める児童の人口比率をみると、平成20年の16.3%から平成25年には14.8%へと1.5ポイント減少しています。



※住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日時点)

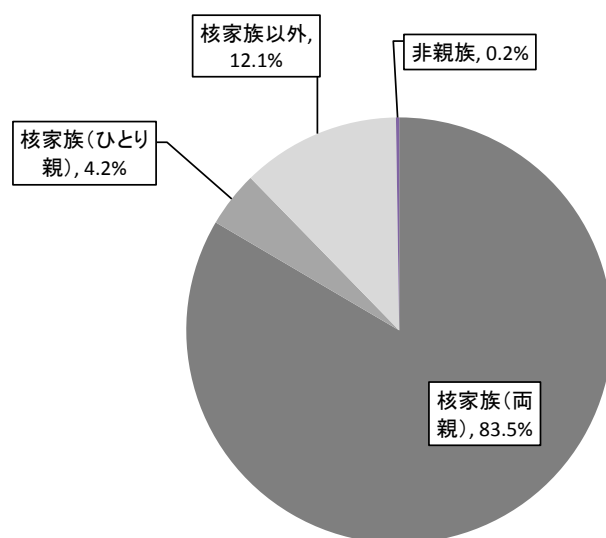
	現 況					
	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
児童数	11,547	11,274	11,076	10,833	10,578	10,267
0歳	534	533	501	446	420	442
1歳	583	523	543	502	466	426
2歳	575	567	534	545	508	464
3歳	552	568	566	533	549	507
4歳	637	545	570	568	538	537
5歳	645	621	546	571	567	538
6歳	637	638	615	546	565	555
7歳	611	639	635	619	546	564
8歳	634	612	643	642	613	547
9歳	652	641	618	644	638	612
10歳	641	653	641	621	642	628
11歳	627	634	658	637	621	642
12歳	627	630	636	652	632	624
13歳	719	631	629	634	654	632
14歳	700	720	634	627	643	651
15歳	696	697	714	638	629	644
16歳	712	704	693	714	636	624
17歳	765	718	700	694	711	630
就学前	3,526	3,357	3,260	3,165	3,048	2,914
小学生	3,802	3,817	3,810	3,709	3,625	3,548
低学年	1,882	1,889	1,893	1,807	1,724	1,666
高学年	1,920	1,928	1,917	1,902	1,901	1,882
中学生	2,046	1,981	1,899	1,913	1,929	1,907
高校生	2,173	2,119	2,107	2,046	1,976	1,898
児童数の対人口比	16.3%	16.0%	15.8%	15.5%	15.2%	14.8%

※住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

（2）世帯構造

本市の一般世帯25,847世帯のうち、6歳未満の子どもがいる世帯は2,455世帯であり、そのうち83.5%が核家族世帯（両親）、4.2%が核家族世帯（ひとり親）として暮らしています。

6歳未満世帯員のいる一般世帯（H22）



※平成22年国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

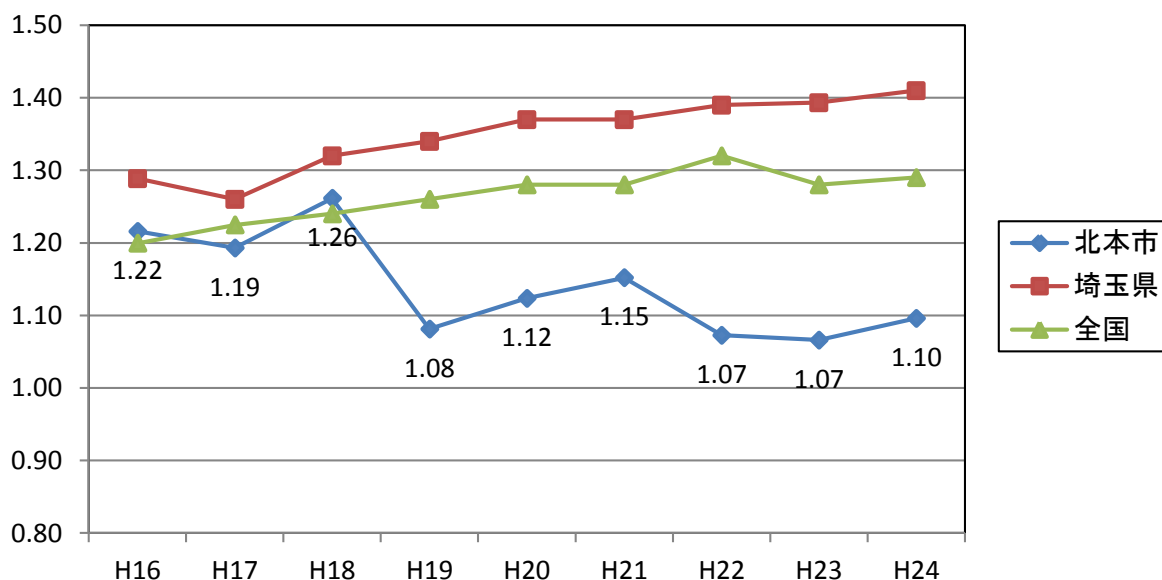
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら平成24年には1.10となっており、全国や埼玉県の数と比べても低くなっています。

また、人口置換水準である2.07から大幅に低くなっています。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
北本市	1.22	1.19	1.26	1.08	1.12	1.15	1.07	1.07	1.10
埼玉県	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
全国	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29

合計特殊出生率の推移

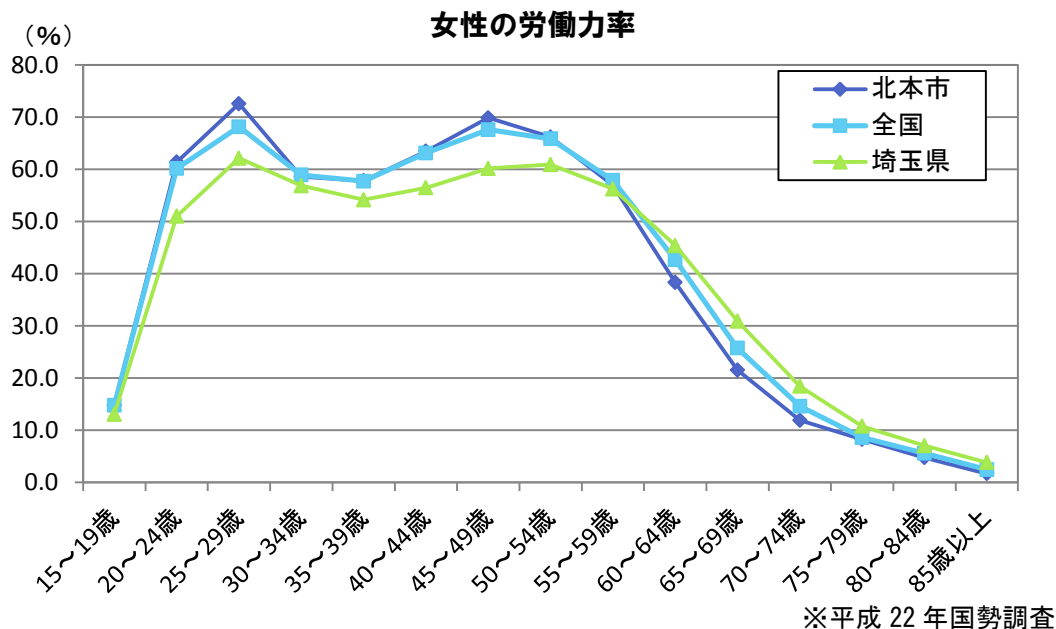


資料：埼玉県保健医療部 保健医療政策課

※「人口置換水準」：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。若年期の死亡率が低下すると人口が減りにくくなるので、この水準値は減少する。平成24年の日本の人口置換水準は、2.07。(国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』より)

2. 女性の就業状況

女性の就業率を年齢別にみると、全国や埼玉県と比較して、北本市では20～24歳と45～49歳のみ就業率が高い典型的なM字カーブとなっており、結婚や出産を契機に離職する女性が依然として多い状況がみられます。

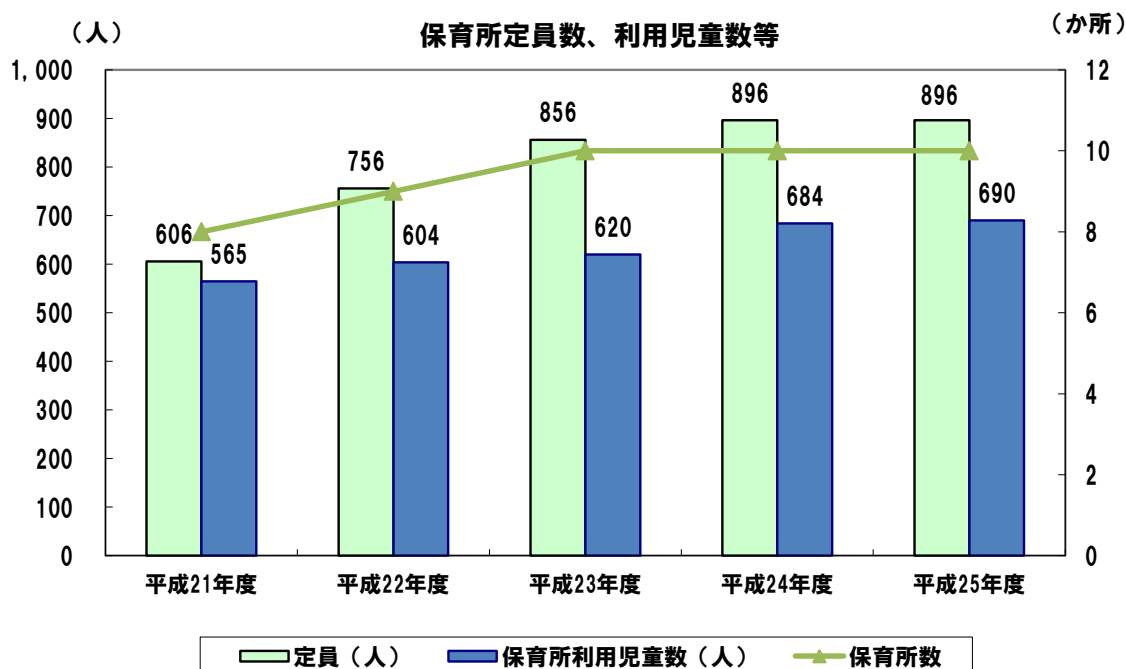


3. 保育サービスなどの状況

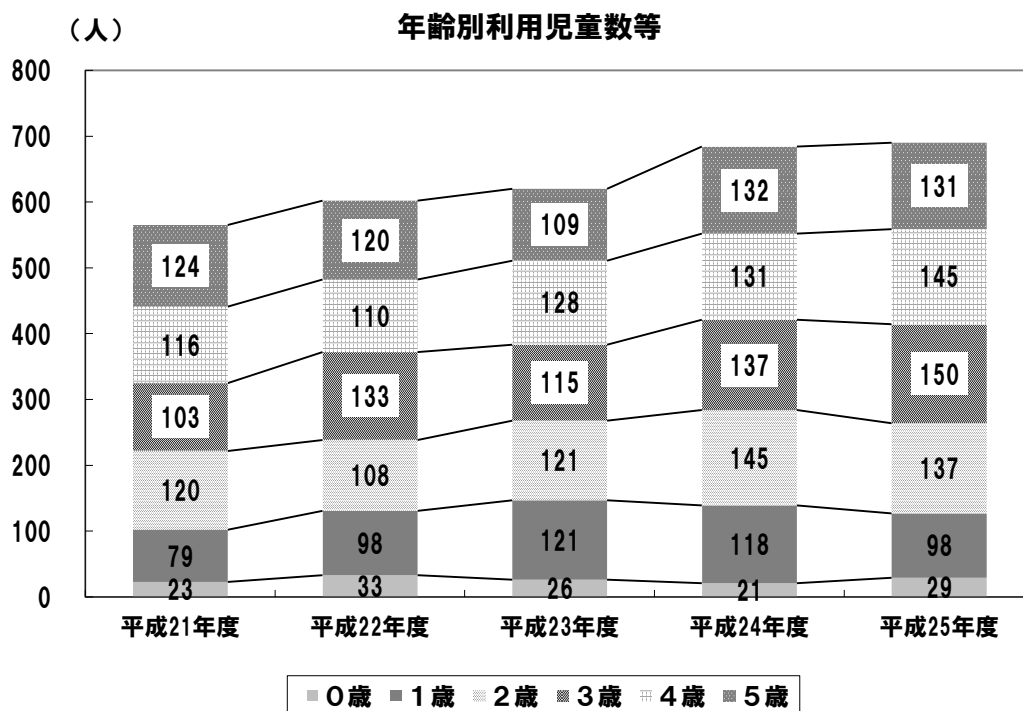
(1) 保育所の状況

市内には4つの市立保育所と6つの私立保育所があり、全体的に見ると利用児童数は年々増加し、平成25年4月1日現在の利用児童数は690人で、定員に対する充足率は77.0%です。

また、待機児童はいません。



※各年4月1日時点

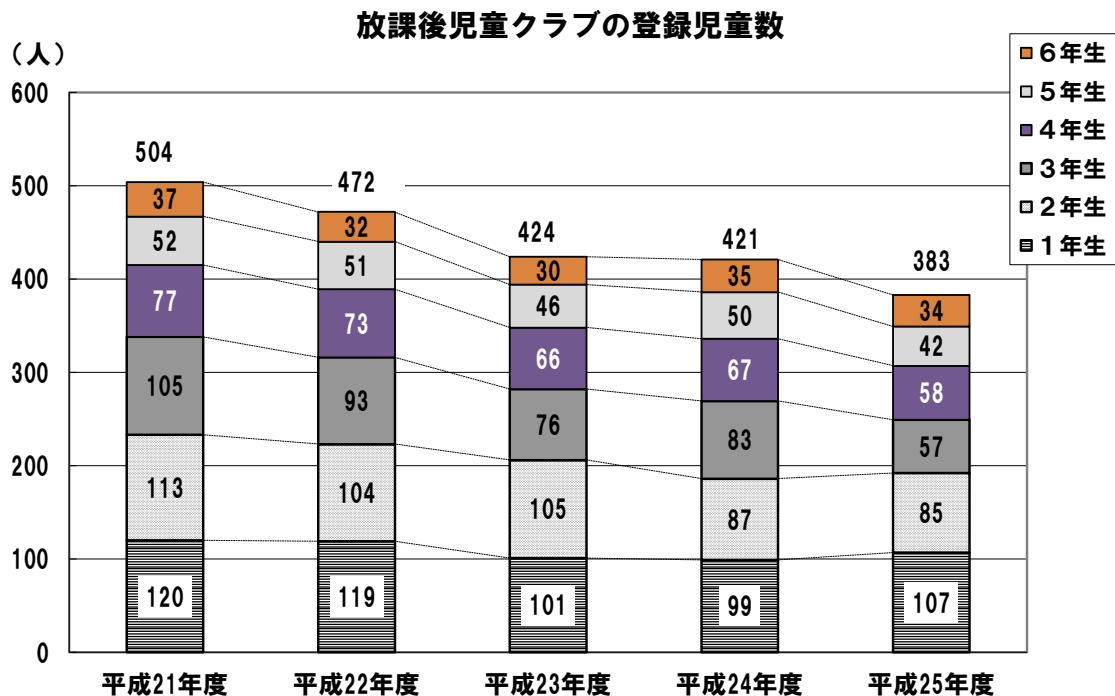


		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所数(か所)	公立	4	4	4	4	4
	民間	4	5	6	6	6
	計	8	9	10	10	10
保育所定員数(人)	公立	400	400	400	430	430
	民間	206	356	456	466	466
	計	606	756	856	896	896
利用児童数(人)	公立	364	350	305	327	312
	民間	201	254	315	357	378
	計	565	604	620	684	690
定員充足率(%)	公立	91.0	87.5	76.3	76.0	72.6
	民間	97.6	71.3	69.1	76.6	81.1
	計	93.2	79.9	72.4	76.3	77.0

※各年4月1日時点

(2) 放課後児童クラブの状況

小学生のうち保護者の就労等により、常時保育に欠ける児童の健全な育成を目的とする放課後児童クラブは市内に11か所あり、登録者数は減少傾向となっており、平成25年5月1日で1年生～6年生383人が利用しています。



区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数(か所)		8	8	11	11	11
定員数(人)						
登録児童数	計	504	472	424	421	383
	1年生	120	119	101	99	107
	うち障がい児	1	2	1	0	1
	2年生	113	104	105	87	85
	うち障がい児	2	1	4	1	0
	3年生	105	93	76	83	57
	うち障がい児	4	2	3	4	1
	4年生	77	73	66	67	58
	うち障がい児	3	3	4	3	2
	5年生	52	51	46	50	42
	うち障がい児	2	4	3	2	3
	6年生	37	32	30	35	34
	うち障がい児	1	1	4	3	3

※各年5月1日時点

(3) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートする「地域子育て支援拠点」は、平成25年7月時点で、市内に4か所設置されています。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
北本市子育て支援センター				6,853	2,781
ママ&キッズサロン	12,295	12,707	9,401	7,725	2,935
中丸保育園子育て支援センター		1,562	3,216	3,178	1,451
Cocco広場	5,614	6,380	6,341	6,049	1,926

※各年利用者数（人）
平成25年は7月現在

(4) 延長保育事業

延長保育事業は、10か所の保育所で実施しており、年々利用者数が増加しています。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)		3,695	5,113	9,929	8,440
実施箇所数(か所)	4	8	9	9	10

(5) ステーション保育事業

保育所（園）の開所時間内に送迎の困難な保護者が、朝の通勤時にお子さんを北本駅西口ビル内にある「保育ステーション」に預けます。預けられたお子さんは、バスの送迎により指定保育所（園）において日中の保育を受けます。夕方、再びバスの送迎により「保育ステーション」に戻り、帰宅途中の保護者に引き渡す事業です。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	2,115	2,923	2,494	2,793	3,043
実施箇所数(か所)	2	2	2	3	3

※各年延べ利用者数（人）

(6) 一時保育事業

児童の福祉増進を図るため、保護者の就労や疾病、事故、出産等の理由により、一時的に家庭で保育することが困難な場合や、育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保護者に代わって一時的にお預かりして保育を行う事業です。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	391	881	1,020	1,200	1,248
実施箇所数(か所)	3	4	3	4	4

※各年延べ利用者数（人）

(7) 病後児保育事業

平成24年度から始まった保護者の就労や疾病、事故、出産等の理由により、傷病にかかった後の回復期にあるお子さんを、家庭で保育することが困難な場合、専用の保育室において一時的にお預かりして保育を行う事業です。

区 分	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	107	157
定員数(人)	4	4
実施箇所数(か所)	1	1

(8) 家庭保育室（認可外保育施設）

認可外保育施設である家庭保育室が1か所あります。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	151	127	104	62	72
定員数(人)	15	15	15	15	15
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

(9) 認可外保育施設

市に届出をして保育を実施している保育所（認可外保育所）が2か所あります。

設置者および保育所(園)名	所在地	受入年齢	定員(人)	
民間	鈴や保育室	東間2-82	生後8週～2歳	15
	埼玉ヤクルト保育園 北本もぐもぐ保育ルーム	本町4-22-2	1歳～就学前	26

(10) 体調不良児保育事業

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図ることおよび保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業です。

(11) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育ての手助けをしたい人(協力会員)の双方が会員登録をし、育児の相互援助を行うための組織です。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
協力会員数(人)	55	55	63	66	77
依頼会員数(人)	219	220	215	178	169
両方会員数(人)	25	28	26	18	17
活動件数 (件)	1,361	1,538	1,056	537	444

(12) 産前・産後子育てヘルパー

妊娠中または出産後で体調不良等により家事をする人がいない家庭にヘルパーを派遣し、食事の支度、洗濯、掃除などの家事援助を提供するものです。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	1	0	1	3	0

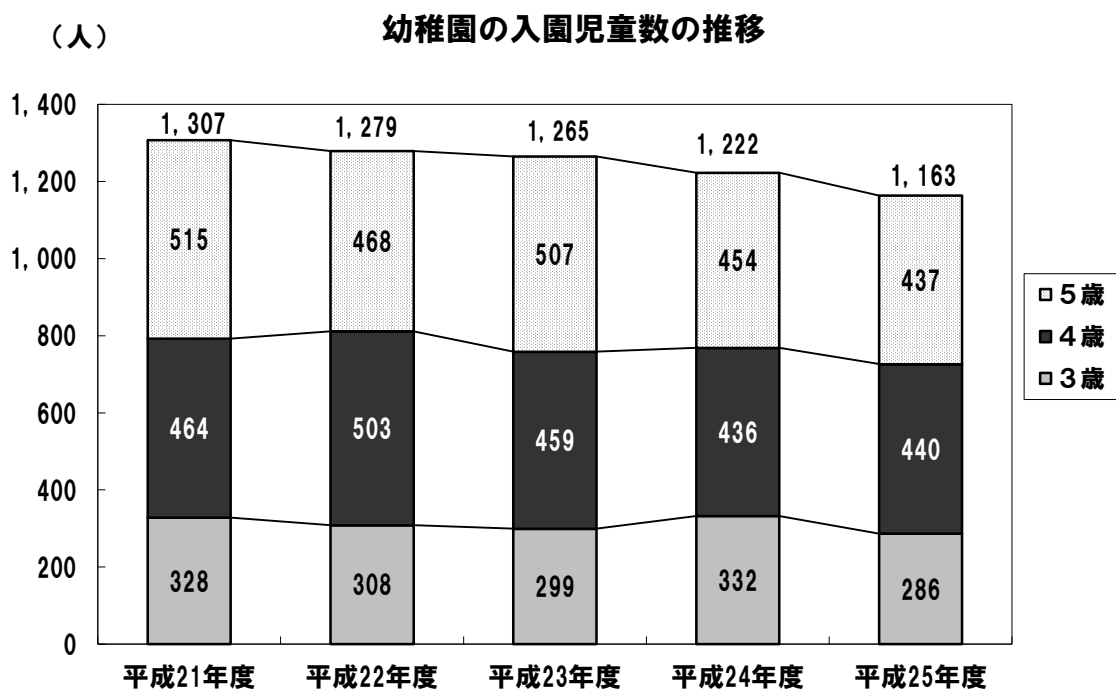
4. 幼稚園の状況

市内には、私立幼稚園が9園あります。

在園者数は減少傾向にあり、平成25年度で1,163人となっています。

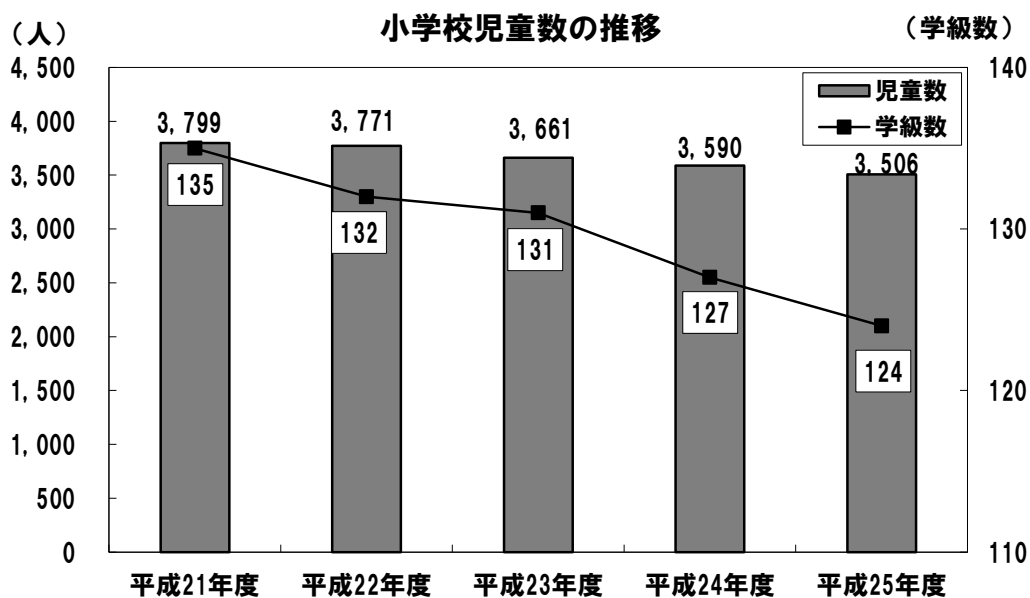
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園数		9	9	9	9	9
学級数		64	65	63	61	59
認可定員数		1,850	1,850	1,850	1,850	1,855
在園者数 (人)	3歳	328	308	299	332	286
	4歳	464	503	459	436	440
	5歳	515	468	507	454	437
	計	1,307	1,279	1,265	1,222	1,163

※各年5月1日時点



5. 小学校

市内の8つの小学校の児童数は減少傾向にあり、平成25年5月1日で3,506人となって、平成21年度に比べ293人（7.7%）の減少となっています。



		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数		8	8	8	8	8
学級数		135	132	131	127	124
内 特別支援学級		7	8	8	9	9
児童数 (人)	1年	637	610	536	556	546
	2年	635	632	611	537	556
	3年	608	635	639	609	539
	4年	637	609	631	637	605
	5年	647	633	615	634	625
	6年	635	652	629	617	635
	計	3,799	3,771	3,661	3,590	3,506

※各年5月1日時点
資料：学校基本調査

小学校別にみると、南小学校と北小学校のみ児童数が増加しており、その他の小学校はすべて減少しています。特に栄小学校では、平成21年度に比べ26.9%の減少となっています。

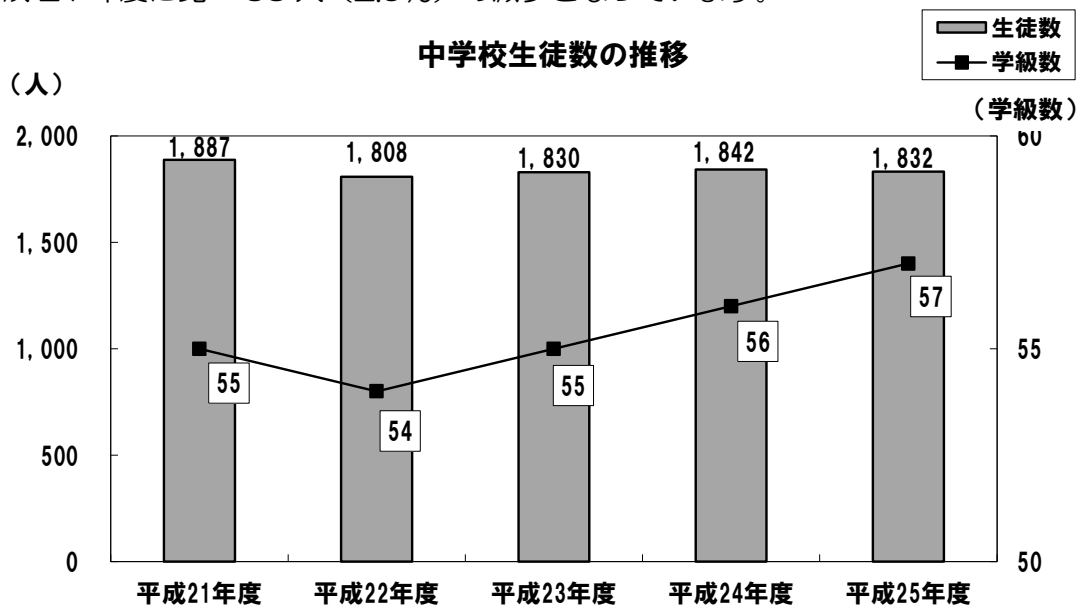
小学校別児童数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
中丸小学校	565	554	523	495	491
石戸小学校	400	393	375	349	349
南小学校	445	452	447	470	486
栄小学校	219	224	210	191	160
北小学校	464	457	458	471	468
西小学校	654	664	652	640	639
東小学校	612	605	585	582	548
中丸東小学校	440	422	411	392	365

※各年5月1日時点
資料：学校基本調査

6. 中学校

市内の4つの中学校の生徒数は減少傾向にあり、平成25年5月1日で1,832人となって、平成21年度に比べ55人（2.9%）の減少となっています。



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
学校数	4	4	4	4	4	
学級数	55	54	55	56	57	
内特別支援学級	3	3	3	3	3	
生徒数 (人)	1年	601	611	626	605	602
	2年	604	593	609	625	606
	3年	682	604	595	612	624
	計	1,887	1,808	1,830	1,842	1,832

※各年5月1日時点
資料：学校基本調査

中学校別にみると、北本中学校のみ生徒数が増加しており、その他の中学校は減少しています。特に宮内中学校では、平成21年度に比べ15.6%の減少となっています。

中学校別生徒数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
北本中学校	584	606	634	667	649
東中学校	598	616	646	615	571
西中学校	231	205	195	207	212
宮内中学校	474	381	355	353	400

7. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）

（1）調査の概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収数 （回収率）
就学前児童 調査	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	◇無作為抽出 1,000人 ◇郵送による配布・回収	602票 （60.2%）
小学生調査	市内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	◇無作為抽出 1,000人 ◇郵送による配布・回収	607票 （60.7%）

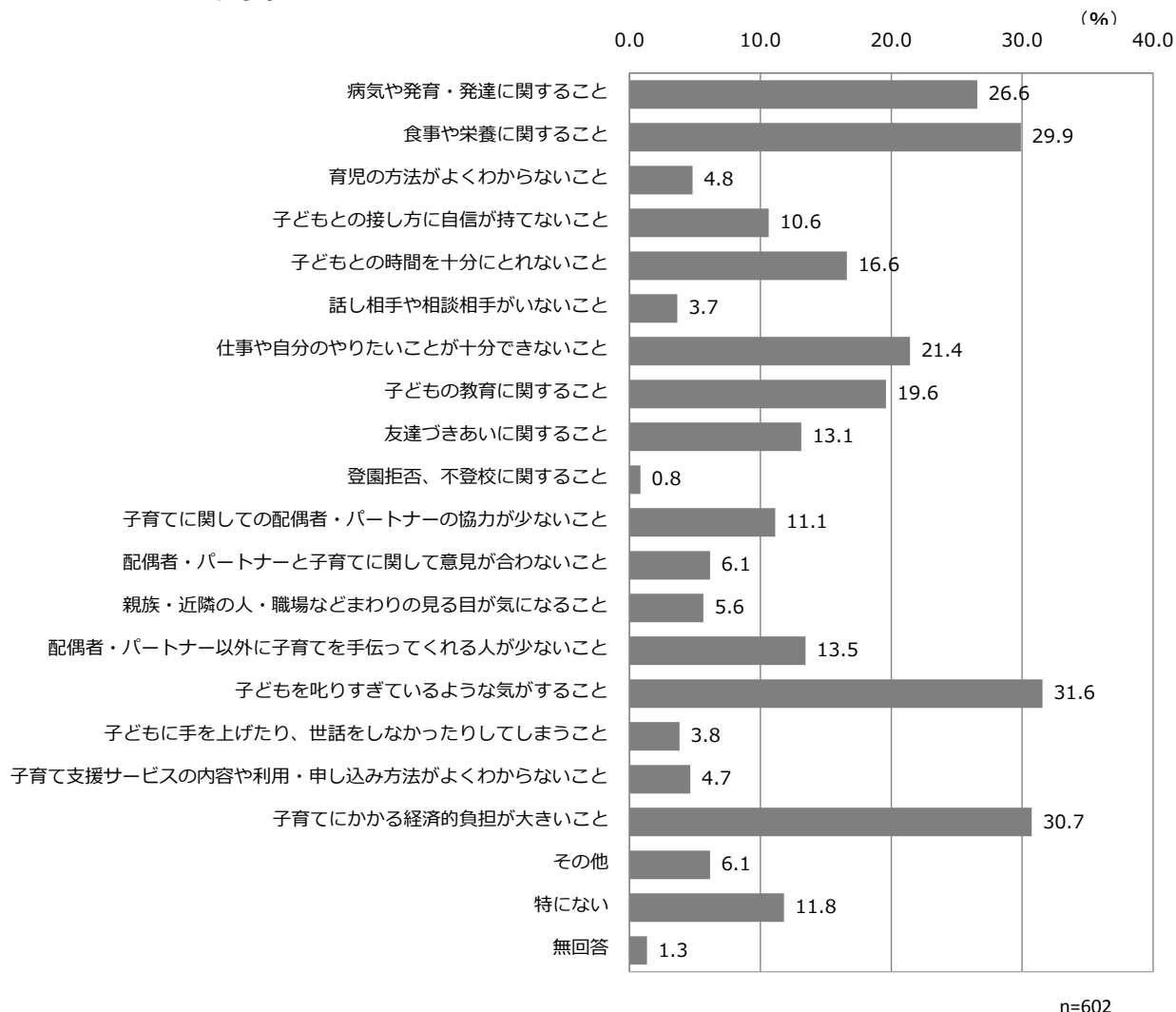
【調査基準日】平成25年4月1日

【調査期間】平成25年10月下旬～11月11日（11月20日回収分まで受付）

(2) 就学前調査

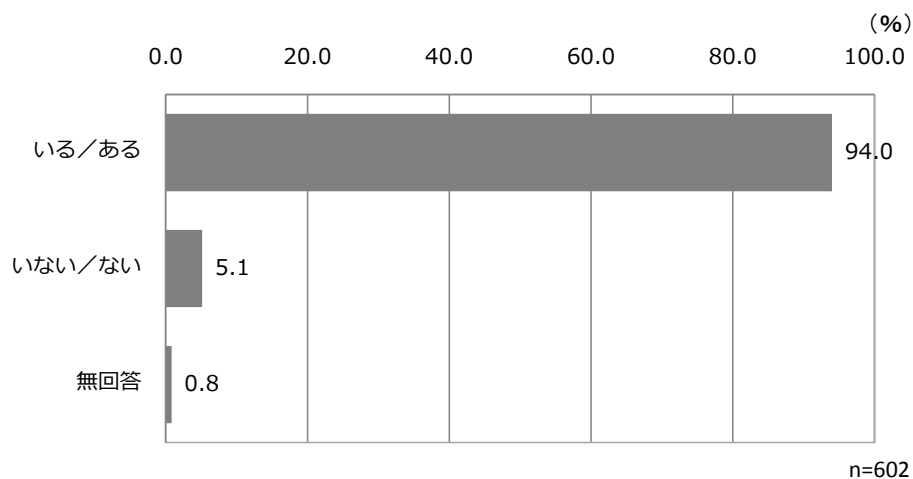
①子育てに日常悩んでいること（MA：「複数回答」以下同じ）

- ・「子どもを叱りすぎているような気がする」が31.6%で最も多く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きいこと」30.7%、「食事や栄養に関すること」29.9%となっています。



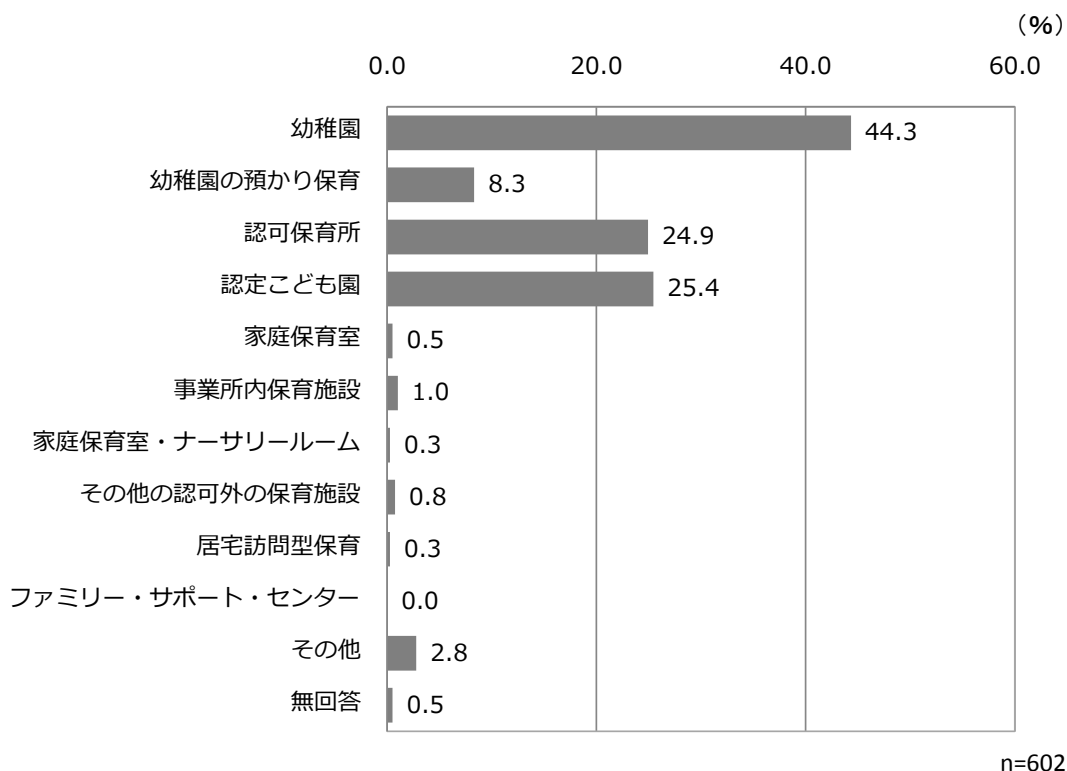
②相談相手や場所の有無（SA：「単数回答」以下同じ）

- ・相談相手や場所が「いる／ある」が94.0%となっています。



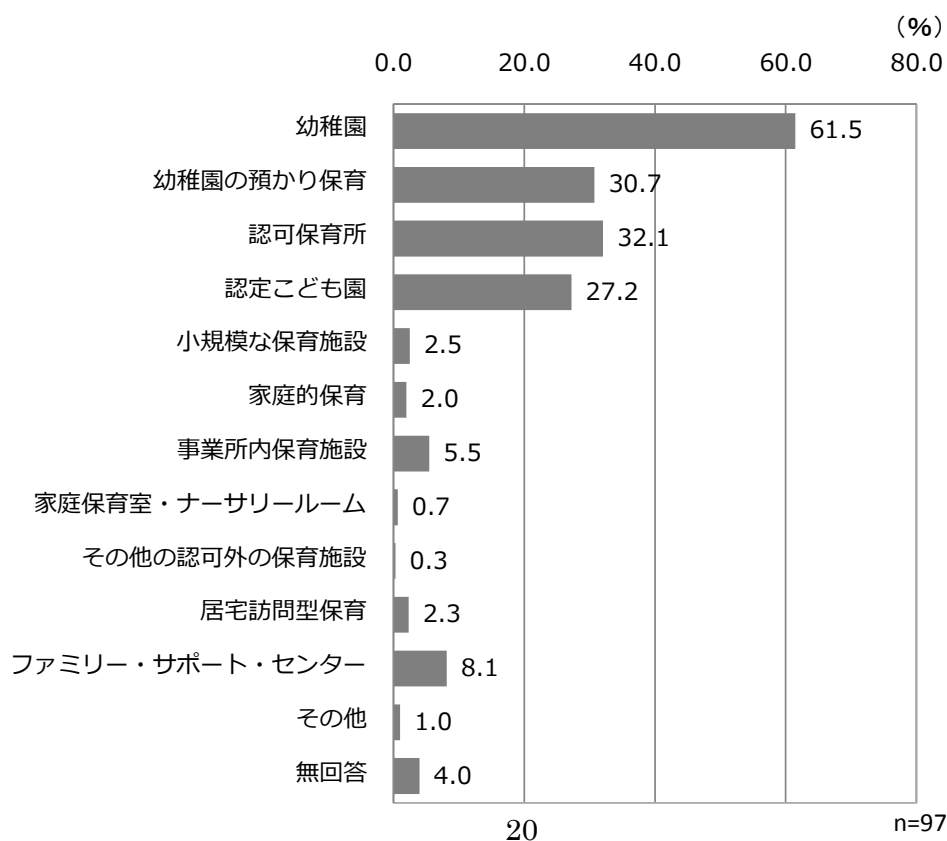
③利用している教育・保育事業（MA）

・利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が 44.3%、「認定こども園」が 25.4%、「認可保育所」が 24.9%となっています。



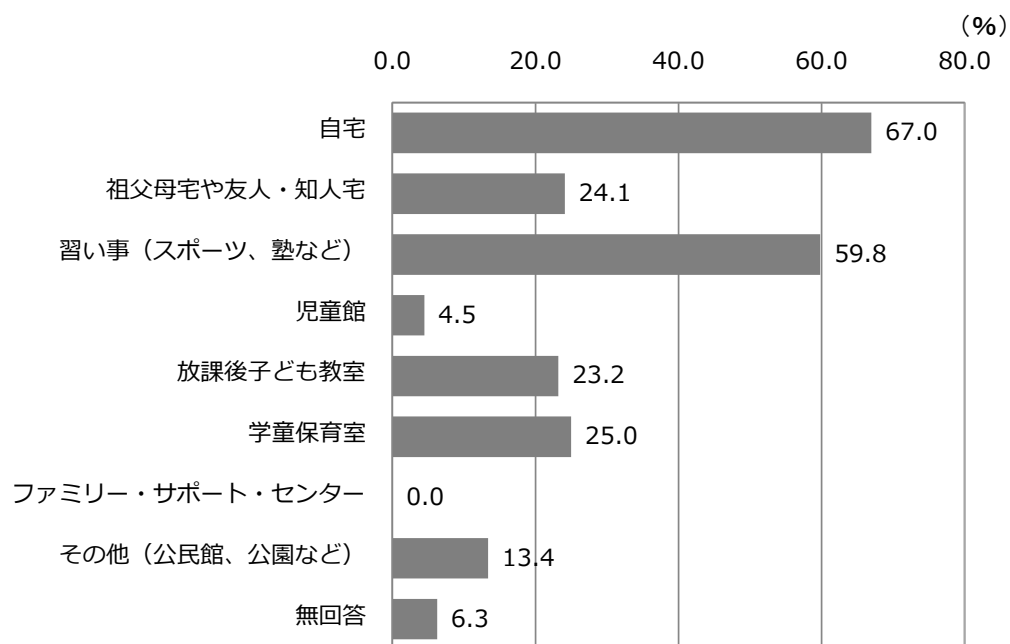
④定期的にご利用したい教育・保育事業（MA）

・ご利用したい事業は、「幼稚園」が 61.5%、「認可保育所」が 32.1%、「幼稚園の預かり保育」が 30.7%となっています。



⑤低学年時に希望する居場所（5歳児限定）（MA）

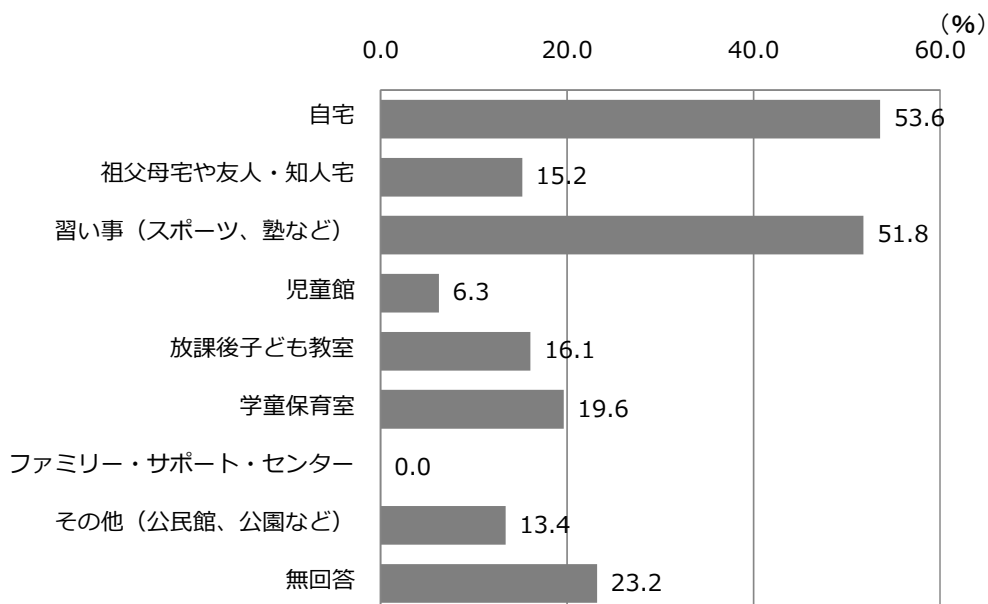
- ・「自宅」が67.0%で最も多く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」が59.8%、「学童保育室」が25.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が24.1%となっています。



n=112

⑥高学年時に過ごさせたい場所（5歳児限定）（MA）

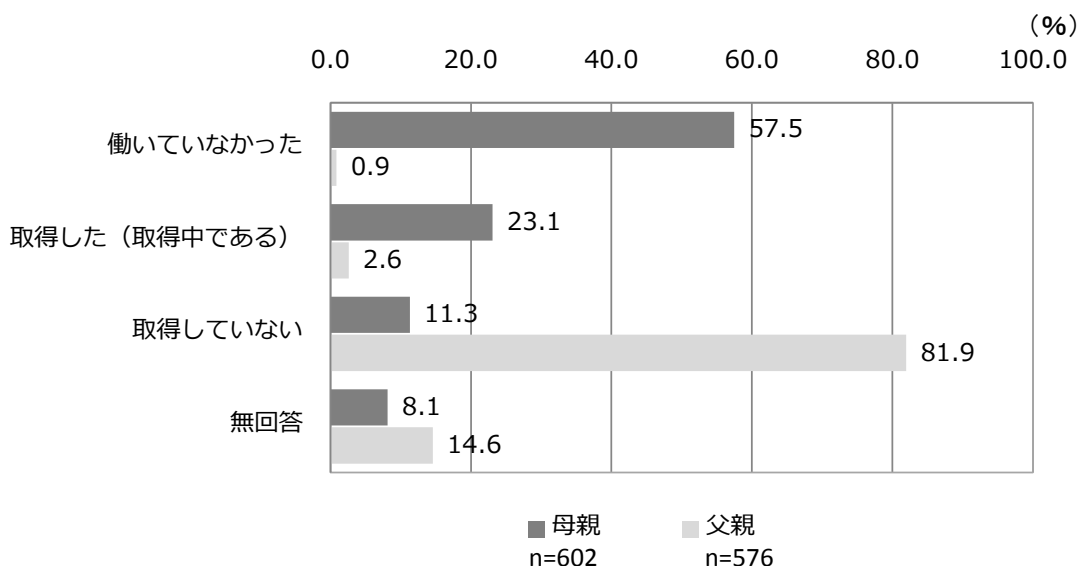
- ・「自宅」が53.6%で最も多く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」51.8%、「学童保育室」が19.6%となっています。



n=112

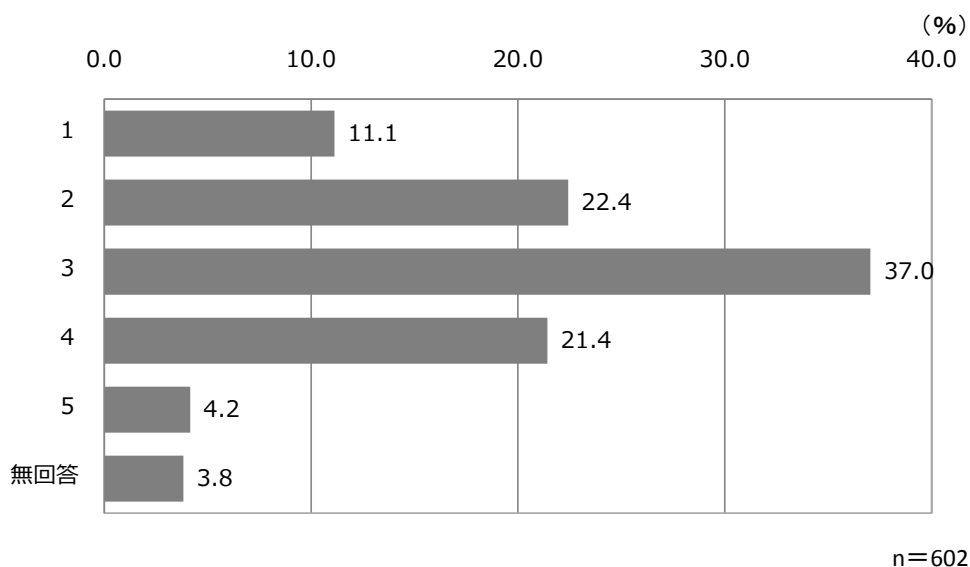
⑦育児休業取得の有無（SA）

- ・母親では、「働いていなかった」が57.5%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が23.1%、「取得していない」11.3%となっています。
- ・父親では、「取得していない」が81.9%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が2.6%となっています。



⑧地域の子育ての環境や支援の満足度（SA）

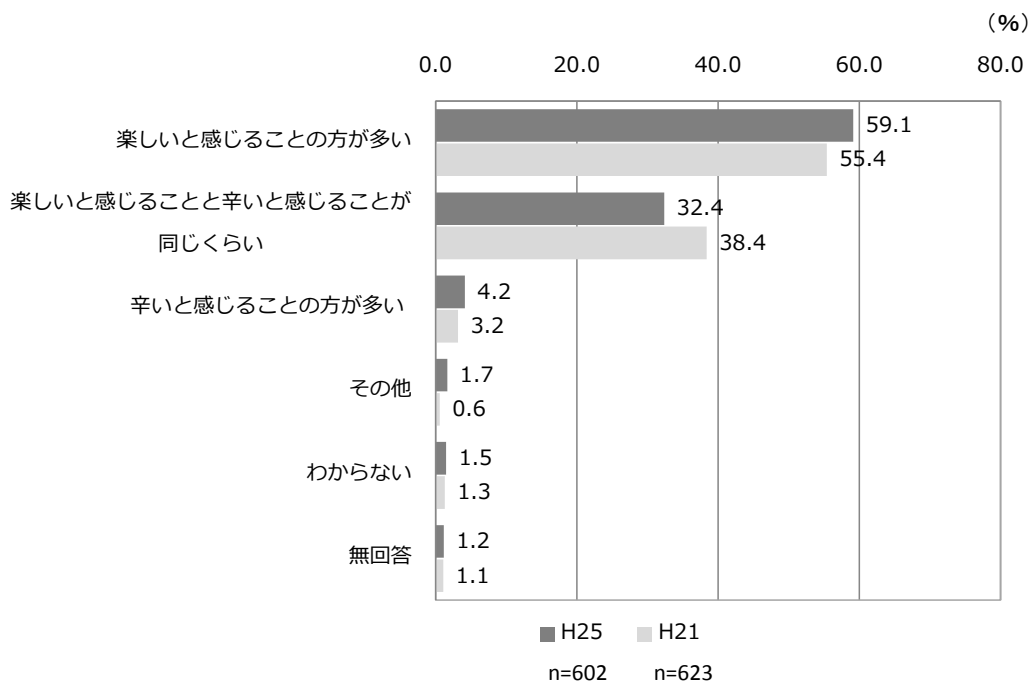
- ・「3」が37.0%で最も多く、次いで「2」が22.4%、「4」が21.4%となっており、全体では平均点が2.84となっています。
- ・年齢別にみると、2歳が最も高い3.06、1・3歳で最も低い2.70となっています。
- ・地区別では、それほど大きな差異はありませんが、北本中学校区で最も高い2.92となっています。



		合計	問27 地域における子育て環境等の満足度					無回答	平均点
			1	2	3	4	5		
全体		602 100.0	67 11.1	135 22.4	223 37.0	129 21.4	25 4.2	23 3.8	2.84
問2 年齢	0歳	99 100.0	8 8.1	21 21.2	30 30.3	29 29.3	6 6.1	5 5.1	3.04
	1歳	95 100.0	15 15.8	23 24.2	34 35.8	17 17.9	4 4.2	2 2.1	2.70
	2歳	83 100.0	7 8.4	12 14.5	34 41.0	19 22.9	6 7.2	5 6.0	3.06
	3歳	94 100.0	15 16.0	23 24.5	32 34.0	21 22.3	2 2.1	1 1.1	2.70
	4歳	119 100.0	15 12.6	30 25.2	45 37.8	24 20.2	2 1.7	3 2.5	2.72
	5歳	112 100.0	7 6.3	26 23.2	48 42.9	19 17.0	5 4.5	7 6.3	2.90
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	問1 住まいの地区	北本中学校区	169 100.0	19 11.2	34 20.1	60 35.5	46 27.2	6 3.6	4 2.4
東中学校区		164 100.0	22 13.4	39 23.8	55 33.5	35 21.3	9 5.5	4 2.4	2.81
西中学校区		132 100.0	9 6.8	32 24.2	54 40.9	20 15.2	6 4.5	11 8.3	2.85
宮内中学校区		135 100.0	17 12.6	29 21.5	54 40.0	27 20.0	4 3.0	4 3.0	2.79
無回答		2 100.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	

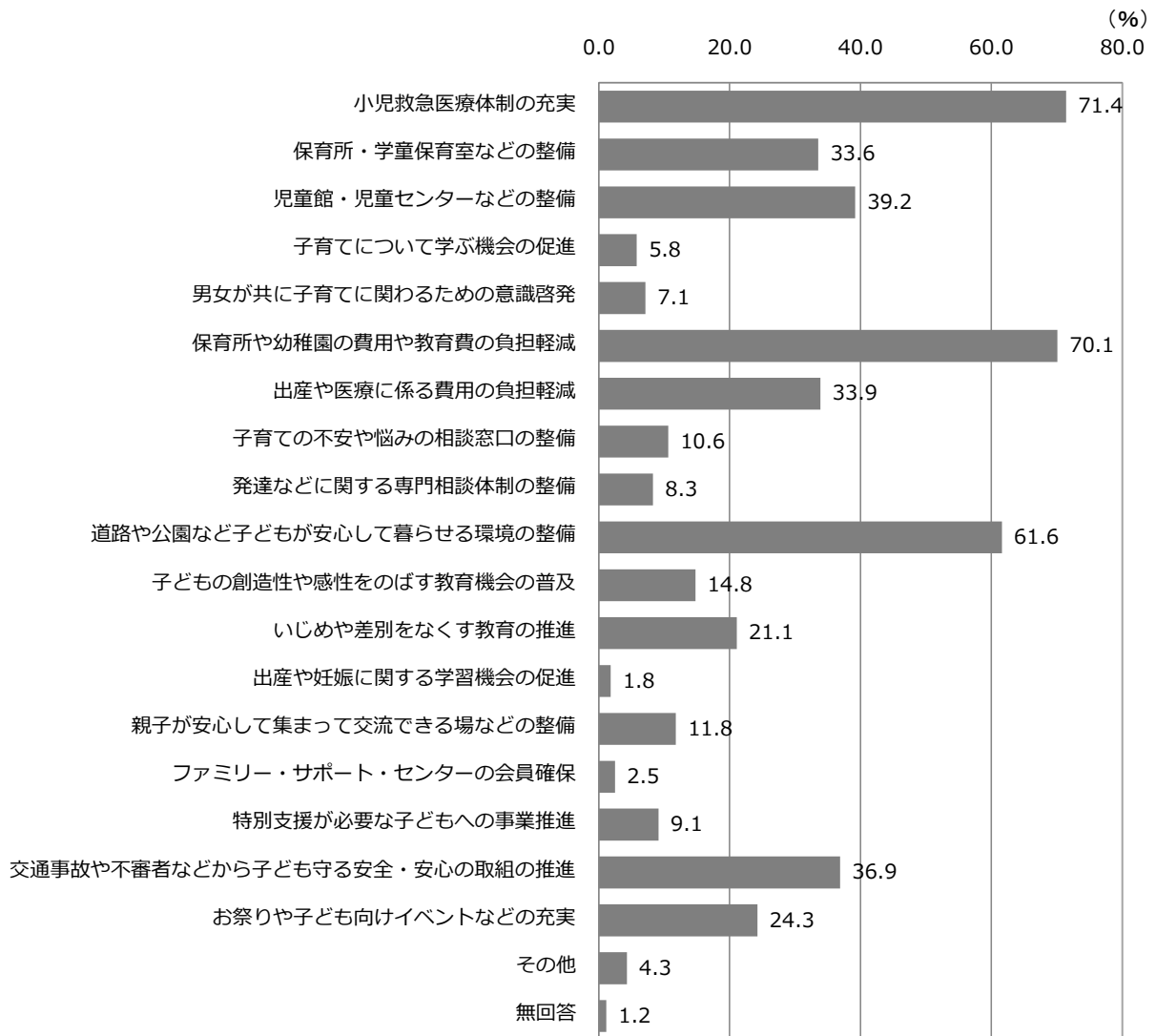
⑨子育てに感じること（SA）

- ・「楽しいと感じることの方が多い」が59.1%で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が32.4%、「辛いと感じることの方が多い」が4.2%となっています。
- ・前回（H21）調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」が3.7ポイント増えており、「辛いと感じることの方が多い」が1.0ポイント減少しています。



⑩子育てしやすいまちとなるために必要なこと（MA）

- ・「小児救急医療体制の充実」が71.4%で最も多く、次いで「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が70.1%、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が61.6%の順となっています。

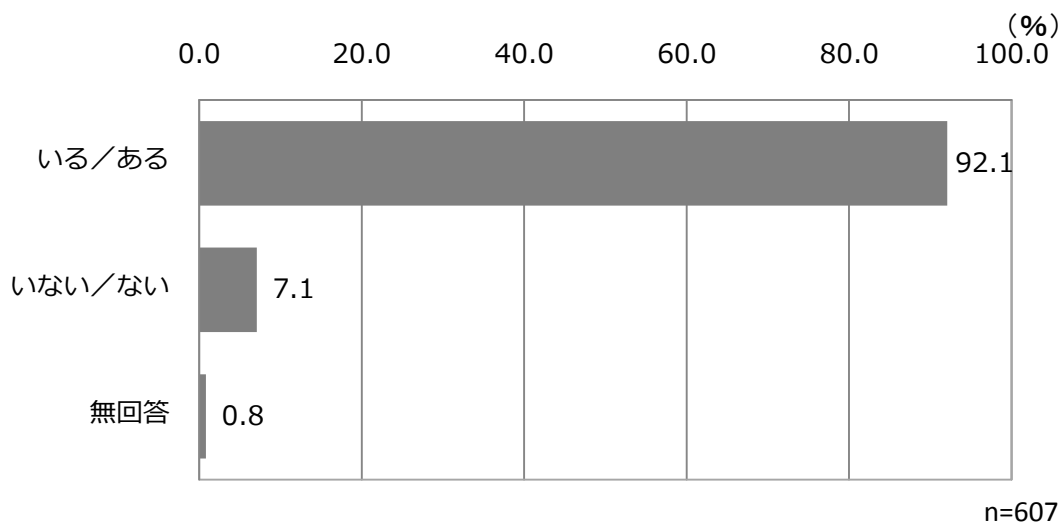


n=602

(3) 小学生調査

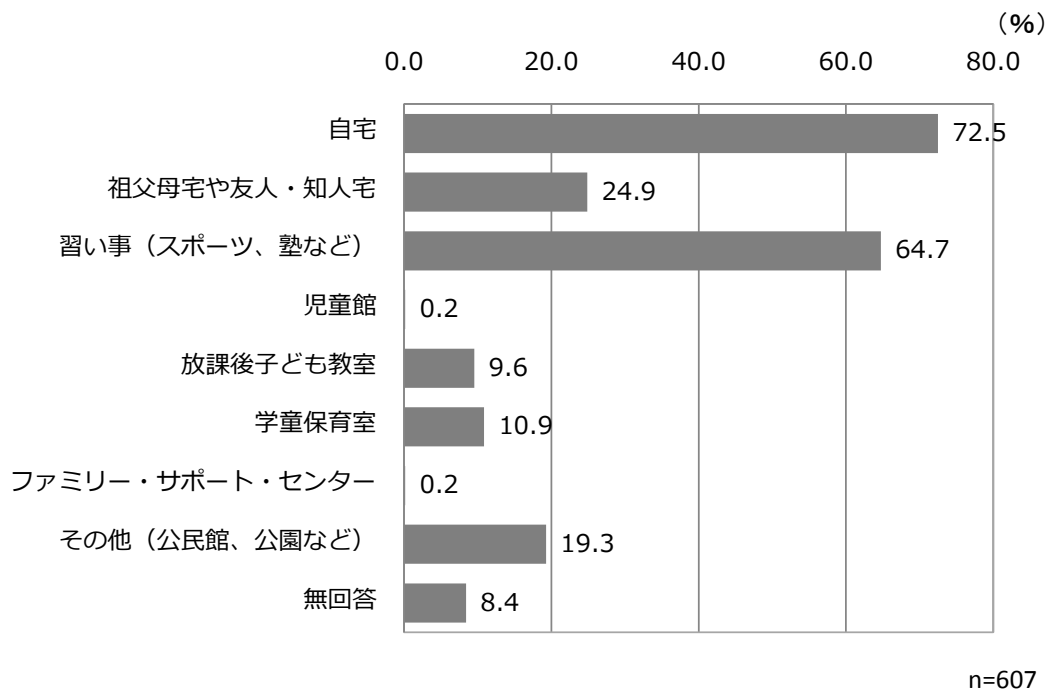
①相談相手や場所の有無（SA）

・「いる／ある」が92.1%となっています。



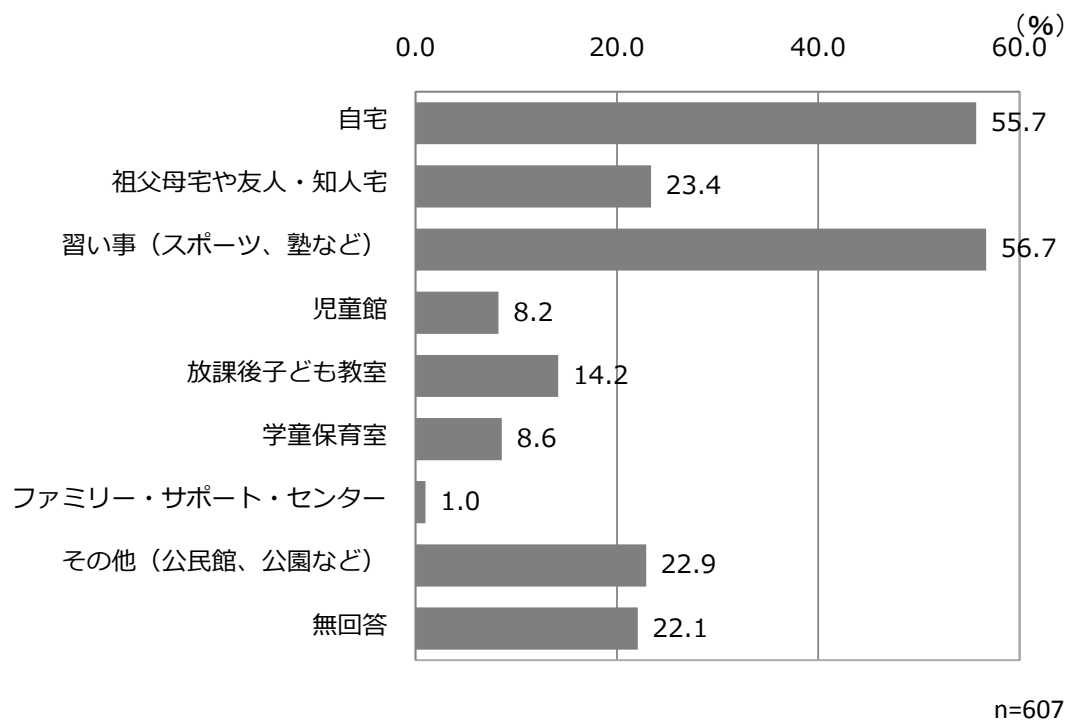
②平日の放課後の居場所（MA）

・「自宅」が72.5%で最も多く、次いで「習い事（スポーツ・塾など）」64.7%、「祖父母や友人・知人宅」24.9%となっています。



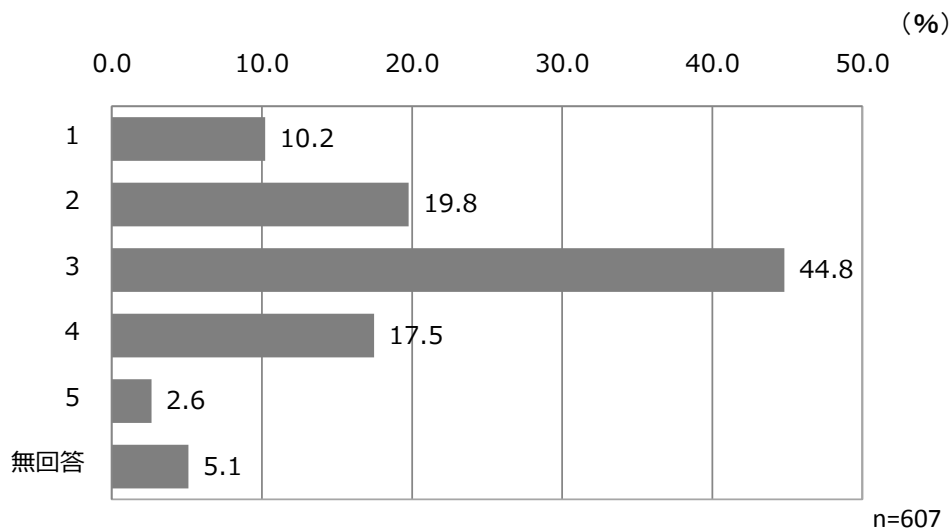
③希望する放課後の居場所（MA）

- ・「習い事（スポーツ・塾など）」が56.7%で最も多く、次いで「自宅」が55.7%、「祖父母や友人・知人宅」23.4%の順となっています。



④地域の子育ての環境や支援の満足度（SA）

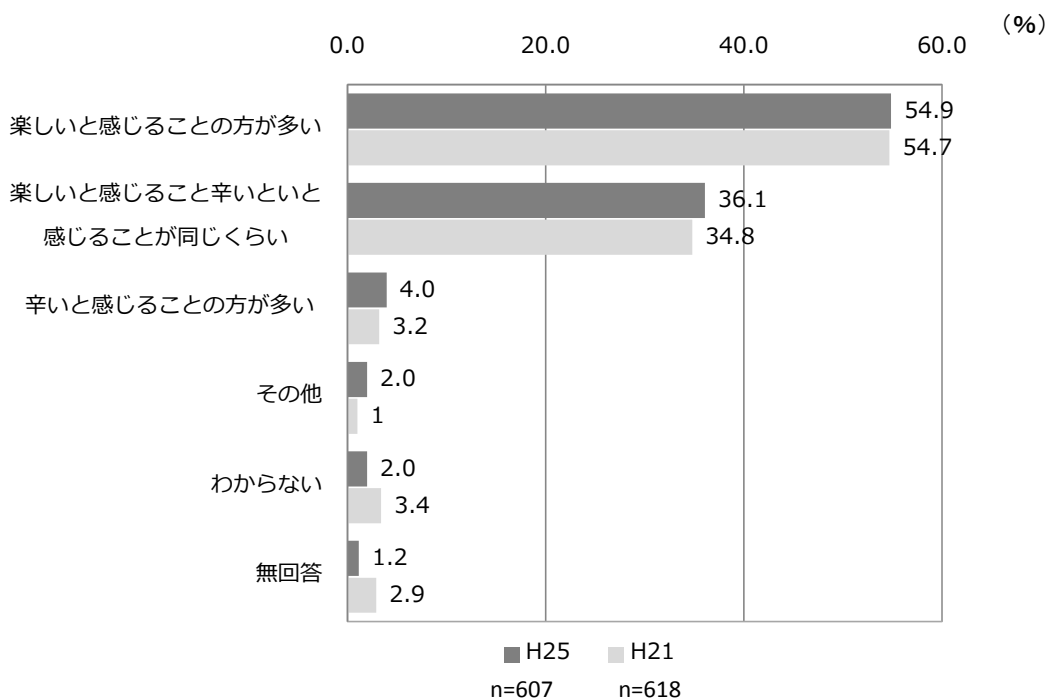
- ・「3」が44.8%で最も多く、次いで「2」が19.8%、「4」が17.5%となっており、全体では平均点が2.82となっています。
- ・学年別にみると、それほど大きな差異はありませんが、6年生で最も高い2.90となっています。
- ・地区別では、北本中学校区で最も高い2.96、東中学校区で最も低い2.66となっています。



		合計	問12 地域における子育て環境等の満足度						平均
			1	2	3	4	5	無回答	
全体		607 100.0	62 10.2	120 19.8	272 44.8	106 17.5	16 2.6	31 5.1	2.82
問2 学年	1年生	94 100.0	8 8.5	18 19.1	48 51.1	16 17.0	1 1.1	3 3.2	2.82
	2年生	89 100.0	6 6.7	21 23.6	36 40.4	15 16.9	4 4.5	7 7.9	2.88
	3年生	84 100.0	11 13.1	17 20.2	37 44.0	11 13.1	4 4.8	4 4.8	2.75
	4年生	122 100.0	19 15.6	21 17.2	44 36.1	27 22.1	3 2.5	8 6.6	2.77
	5年生	112 100.0	9 8.0	24 21.4	53 47.3	15 13.4	4 3.6	7 6.3	2.82
	6年生	99 100.0	7 7.1	18 18.2	51 51.5	22 22.2	0 0.0	1 1.0	2.90
	無回答	7 100.0	2 28.6	1 14.3	3 42.9	0 0.0	0 0.0	1 14.3	2.17
問1 住まいの地区	北北中学校区	150 100.0	11 7.3	24 16.0	74 49.3	32 21.3	4 2.7	5 3.3	2.96
	東中学校区	153 100.0	22 14.4	34 22.2	64 41.8	22 14.4	3 2.0	8 5.2	2.66
	西中学校区	148 100.0	13 8.8	35 23.6	66 44.6	23 15.5	5 3.4	6 4.1	2.80
	宮内中学校区	154 100.0	16 10.4	25 16.2	68 44.2	29 18.8	4 2.6	12 7.8	2.86
	無回答	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2.00

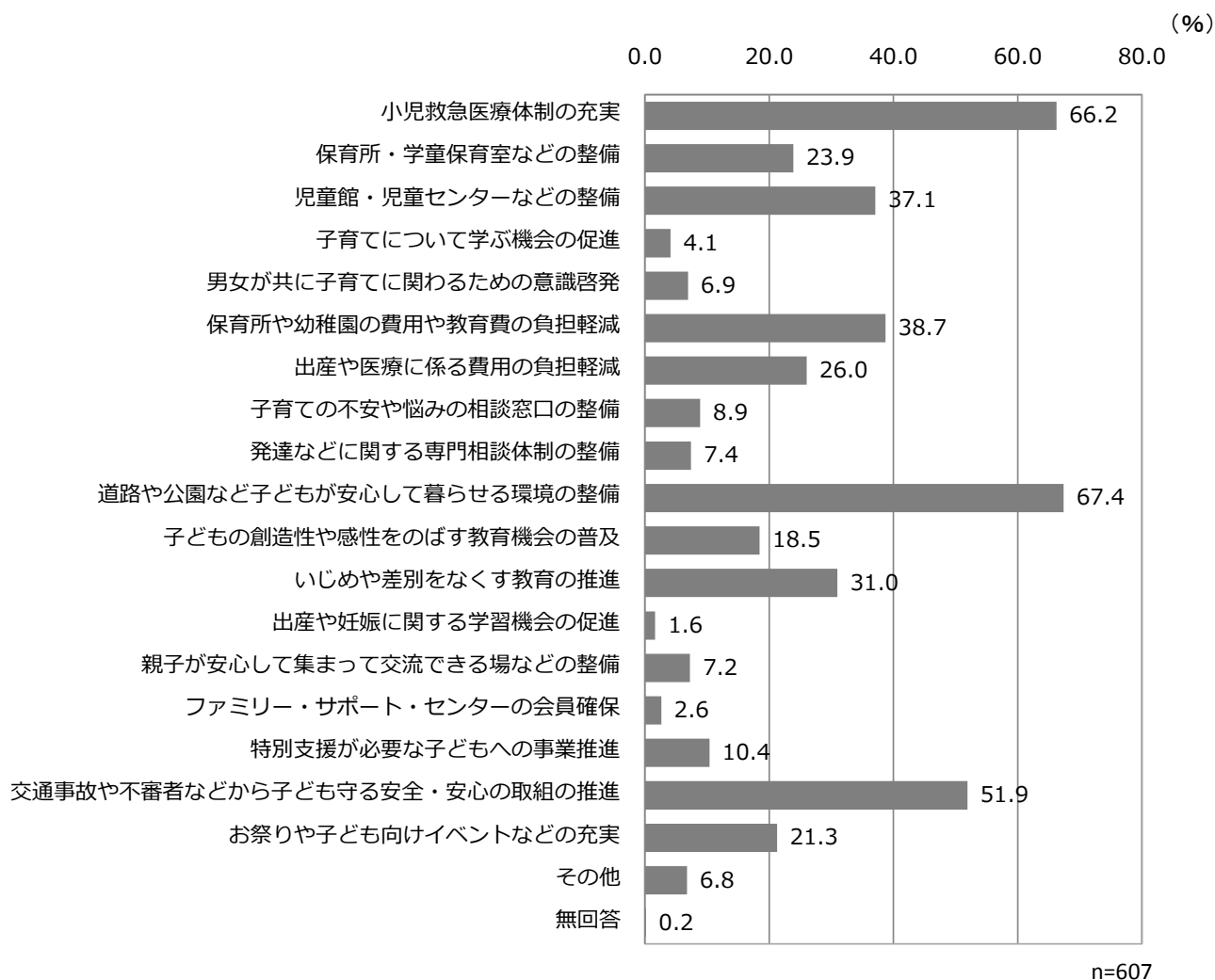
⑤子育てに感じること（SA）

- ・「楽しいと感じることの方が多い」が54.9%で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が36.1%、「辛いと感じることの方が多い」が4.0%となっています。
- ・前回（H21）調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」が0.2ポイント、「辛いと感じることの方が多い」が0.8ポイント増加しています。



⑥子育てしやすいまちとなるために必要なこと（MA）

- ・「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が67.4%で最も多く、次いで「小児救急医療体制の充実」が66.2%、「交通事故や不審者などから子どもを守る安全・安心の取組の推進」51.9%の順となっています。



8. 次世代育成支援行動計画の評価

平成17年3月に策定した北本市次世代育成支援行動計画の平成25年度末の進捗状況は次のとおりです。

特定事業の進捗状況表

事業名	H16年度 現状(A)	実績				H26年度 目標事業量 (C)	H25年度 目標達成度 (C/B)	
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度 (B)			
通常保育事業(人)	603	627	679	741	733	876	83.7%	
3歳未満(人)	221	266	316	331	313	402	77.9%	
3歳以上(人)	382	361	363	410	420	474	88.6%	
特定保育事業(人)	0	—	—	—	—	—	—	
延長保育事業(人/日)	※	13	21	27	33	40	82.5%	
夜間保育事業(人)	0	—	—	—	—	—	—	
トワイライトステイ事業(人)	0	—	—	—	—	—	—	
休日保育事業(人)	0	—	—	—	—	—	—	
病児・病後児保育 事業(か所)	病児・病後児対応型	0	0	0	1	1	1	100.0%
	体調不良児対応型	0	1	1	1	1	1	100.0%
放課後児童健 全育成事業	(人)	298	389	374	359	381	425	89.6%
	(か所)	8	11	11	11	11	12	91.7%
地域子育て支援拠点(か所)	2	4	4	5	5	6	83.3%	
一時預かり事業(か所)	2	4	3	4	4	5	80.0%	
ショートステイ事業(人)	0	—	—	—	—	—	—	
ファミリー・サポート・セ ンター事業(設置箇所)	1	1	1	1	1	1	100.0%	

※算出方法変更により、未記載

第3章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子ども子育て支援法では、“子どもの最善の利益”が実現される社会をめざすことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を実施することとしています。

また、すべての子どもや子育て家庭を身近な地域で可能な限り支援し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

一人ひとりの子どもが健やかに育つには、子どもが1日の大半を過ごす教育・保育の場は、子供の成長に重要な役割を果たす場であり、適切な環境整備が求められています。

また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、孤立化しがちな子育て家庭を支援し、子育て環境を整えることが求められています。

北本市では、これまで「北本市次世代育成支援行動計画」にて『おとなも子どもも輝こう 子育ては親育て 地域で育むまち北本』を基本理念として、地域全体で子育てを支援し、輝く笑顔があふれる元気なまちづくりのため計画を推進してきました。

こうした「北本市次世代育成支援行動計画」との連続性並びに整合性を維持するため、「北本市次世代育成支援行動計画」における基本的な方向性を継承していくものとし、基本理念についても「北本市次世代育成支援行動計画」を踏襲するものとします。

おとなも子どもも輝こう 子育ては親育て 地域で育むまち北本

2. 施策目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの施策目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

施策目標1 子どもの権利を守り、子どもが健やかに育つまち

すべての子どもの人権が尊重され、人としての尊厳が守られることを基本とし、支援が必要な子どもに対し、きめ細やかな取り組みを推進します。

また、子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親が健康であることが何よりも必要です。

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、これまで推進してきた母子保健施策を継承しながら、市民や関係機関が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを推進します。

施策目標2 子どもがたくましく心豊かに育つまち

次代の担い手である子どもが、活気にあふれた集団生活を送り、社会性を身につけ、「生きる力」を育むことができるように、子ども一人ひとりの成長に合わせた教育環境の整備と、幼稚園・保育所・小学校・中学校間でのつながりのある教育のしくみづくりを進めます。

教育は子どもの生活全体の中で進めていくことが大切であることから、学校教育や家庭、地域が子どもを健全に育てる力の向上を促進します。

施策目標3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち

子どもが地域の中で健やかに育っていくためには、子どもや親が安心して活動できるような、生活環境が必要です。

そのため、子育て・子育てに配慮した良好な住環境の確保に努めるとともに、子どもが安全に過ごせる都市環境づくりを、交通安全、バリアフリー、防犯などの観点から総合的に推進します。

また、子どもが交通事故や犯罪などに巻き込まれないための地域の安全・防犯体制づくりや、安全・防犯などに有効な情報の速やかな発信に取り組みます。

施策目標 4 子育てと仕事を両立できるまち

女性、男性の性別を問わずすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、家庭よりも仕事を優先するといった働き方の見直しをすすめて、男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス意識の啓発に努めます。

また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を変え、働きやすい環境づくりを国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に進めていきます。

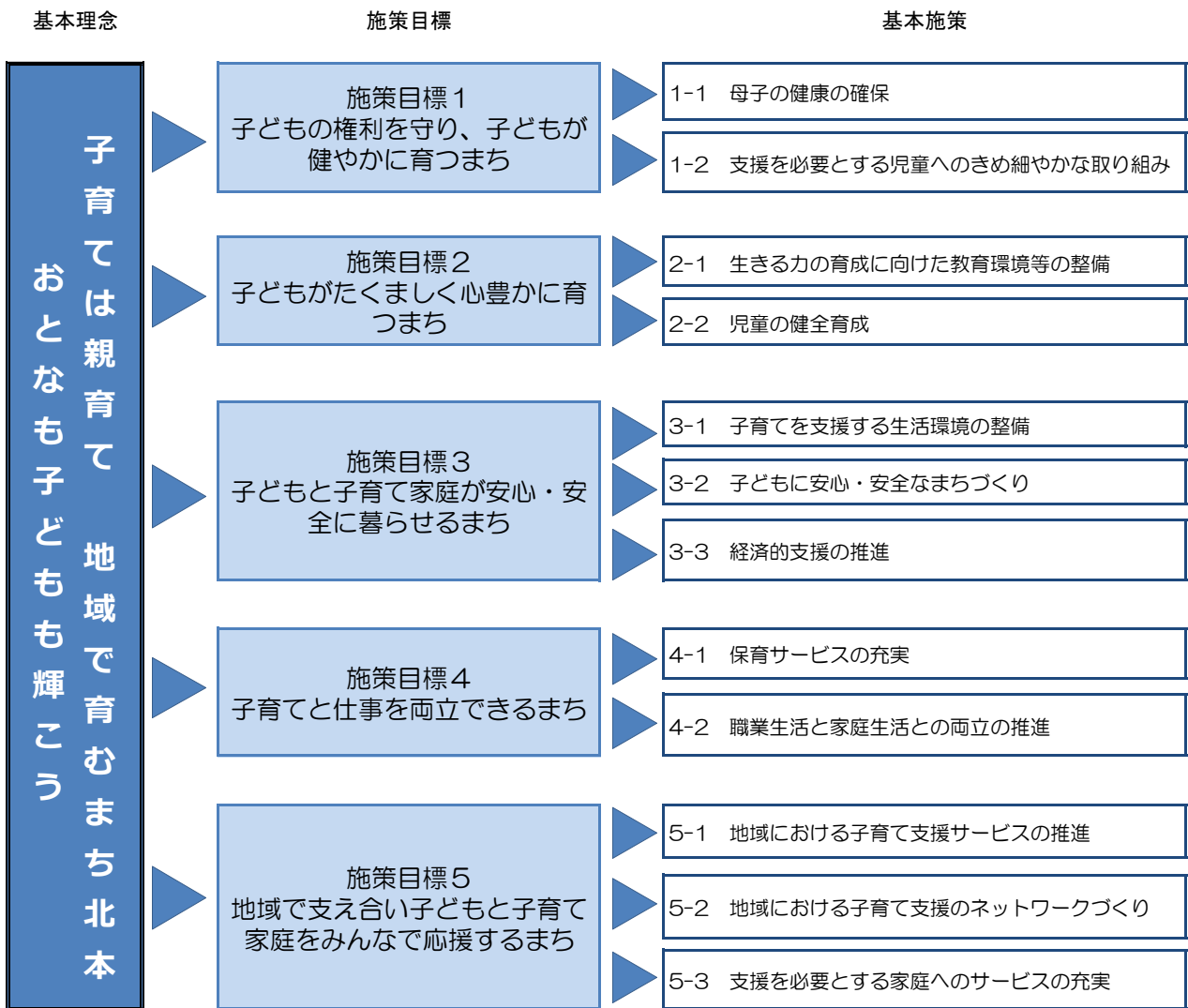
施策目標 5 地域で支え合い子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供し、子育てを社会全体で支えていくためには、まず、自分たちの地域において子育てを支援していくための仕組みづくりが必要です。

そのため、地域子育て支援センターなどを中心として地域における子育て支援のネットワークづくりやサービスの充実に努めます。

また、ひとり親家庭や、養育力の向上を必要とする家庭の子ども、障がい児、外国人の子どもなど、社会的な援助を必要としている子どもや家庭に対し、きめ細かなサービスを推進します。

3. 施策の体系



第4章 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

【教育・保育提供区域設定の視点】

○教育・保育提供区域は、利用者にとって、教育・保育の利用可能施設等を制限するものではない。

⇒例えば、居住する提供区域外の施設であっても利用は可能。

○教育・保育提供区域は、新制度における教育・保育を提供するためのサービス基盤（幼稚園・保育所・認定こども園など）の配置バランスを考える上で有効な設定である。

⇒施設配置バランスについて、細かな設定を求めるならば区域設定もそれに応じて細かく設定することになるが、就学前子ども人口の減少が予測される中、持続的・安定的な施設運営の観点からは、一定規模の就学前子ども人口を抱える程度の区域設定が妥当と考えられる。

○教育・保育提供区域の設定にあたっては、それぞれの区域における将来の就学前子ども人口の見通し等が必要となるため、必然的に人口データ等の把握可能な区域設定を行う必要がある。

○人口減少等を背景に、将来的には就学前の教育・保育施設だけではなく、小学校等との教育の連続的提供などの視点も重要と考える。

⇒新制度においては、教育・保育の一体的提供体制の整備・構築を推進することになるが、こうした就学前における体制と就学後の小学校等の体制を一体的・連続的に捉えられるような区域設定が望ましいと考えられる。

【北本市の教育・保育提供区域】

本市では、保育所利用にあたっては、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の利用等の理由から、ステーション保育の利用を含め居住地区（4地区）を超えた利用が少なくないこと。

また、複数の区域を設定した場合、施設配置バランスの誘導・確保といったメリット以上に、新規事業展開にかかる制約や、市内全体での広域的な需給調整に伴う不合理といったデメリットが大きいことなどを踏まえたうえで、「教育・保育を提供する区域」を全市1区域と定めます。

教育・保育提供区域の検討の視点

検討の視点		1 区域
視点 1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市内全域とする1区域はわかりやすい。 ◎これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。
視点 2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない。
視点 3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい。
視点 4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能。
視点 5	新規事業者が参入しやすい区域設定であるか	◎参入事業の運営・経営の観点から、市内全域（の需要）をマーケットとして捉えることができるため、新規事業者が参入しやすい。

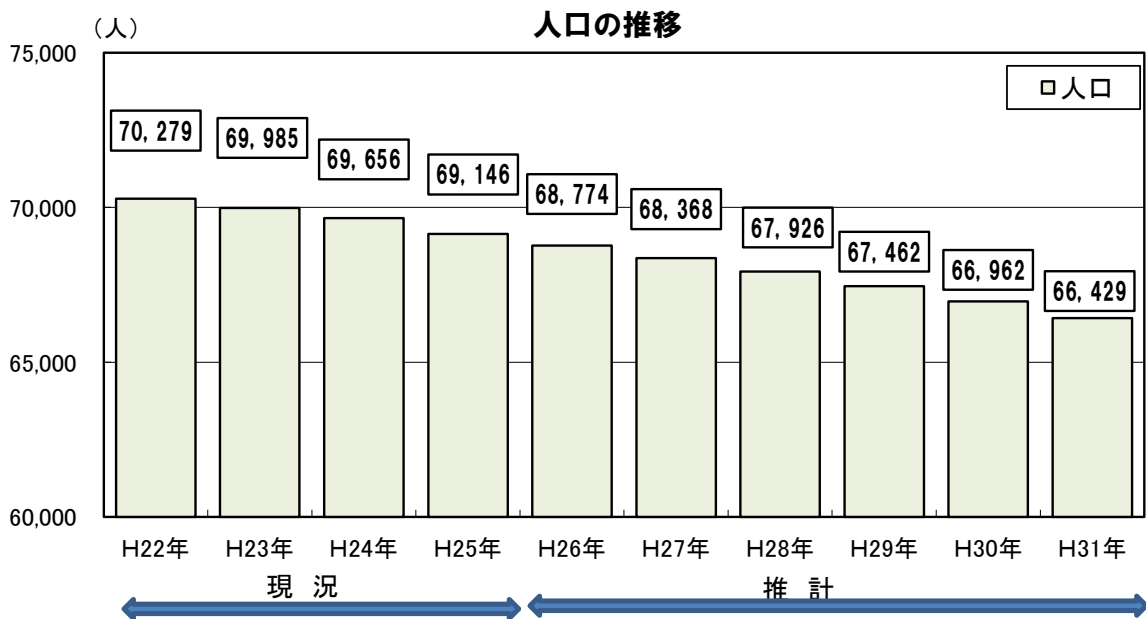
◎メリットが大きい ○メリットがある ▼デメリットがある

2. 将来の子ども人口

(1) 将来の人口

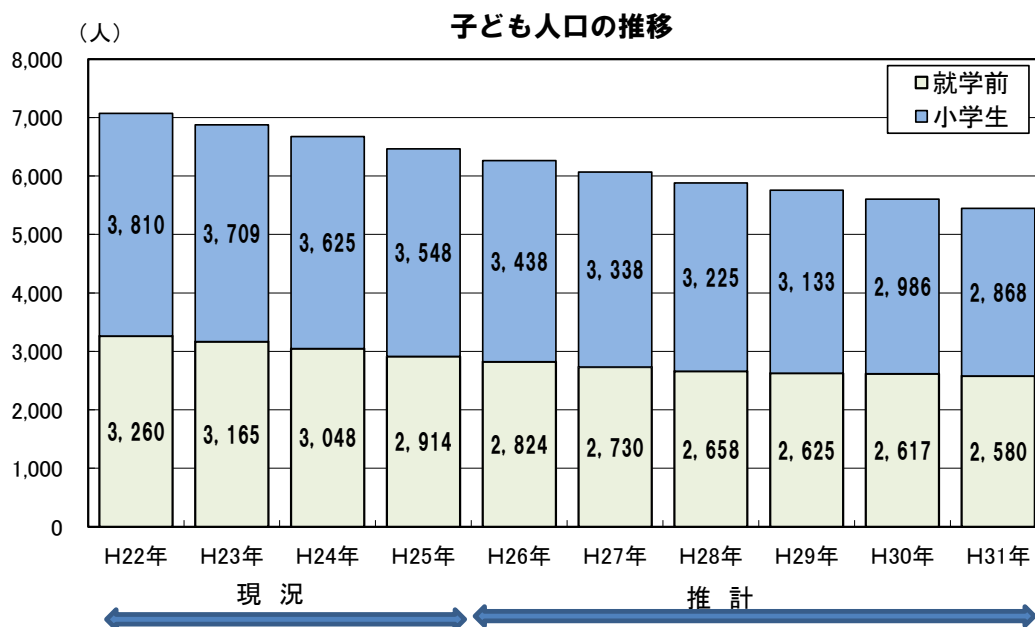
将来人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票の各年4月1日の実績データ（H22～H25）に基づき、1歳以上の性別年齢別の人口については、コーホート（今回は性別1歳階級別）変化率法を用い推計し、0歳児の人口については市の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。

本市の総人口は、平成25年4月1日現在の69,146人から、本計画の最終年度である平成31年4月1日には66,429人程度にまで減少するものと見込まれます。



(2) 将来子ども人口

就学前児童数（0～5歳）は、平成25年4月1日現在の2,914人から平成31年4月1日には2,580人程度、小学生人口（6～11歳）は、3,548人から2,868人程度へと減少が見込まれます。



	現 況				推 計					
	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
児童数	11,076	10,833	10,578	10,267	10,080	9,892	9,674	9,445	9,221	8,995
0歳	501	446	420	442	448	440	430	424	414	406
1歳	543	502	466	426	448	454	446	436	429	419
2歳	534	545	508	464	426	448	454	446	436	429
3歳	566	533	549	507	463	425	447	453	445	435
4歳	570	568	538	537	505	461	423	445	451	443
5歳	546	571	567	538	534	502	458	421	442	448
6歳	615	546	565	555	533	529	497	454	417	437
7歳	635	619	546	564	555	533	529	497	454	417
8歳	643	642	613	547	565	556	534	530	498	455
9歳	618	644	638	612	548	566	557	535	531	499
10歳	641	621	642	628	610	546	564	555	533	529
11歳	658	637	621	642	627	608	544	562	553	531
12歳	636	652	632	624	642	627	608	544	562	553
13歳	629	634	654	632	625	643	628	609	545	563
14歳	634	627	643	651	634	627	645	630	611	547
15歳	714	638	629	644	651	634	627	645	630	611
16歳	693	714	636	624	644	651	634	627	645	630
17歳	700	694	711	630	622	642	649	632	625	643
就学前	3,260	3,165	3,048	2,914	2,824	2,730	2,658	2,625	2,617	2,580
小学生	3,810	3,709	3,625	3,548	3,438	3,338	3,225	3,133	2,986	2,868
低学年	1,893	1,807	1,724	1,666	1,653	1,618	1,560	1,481	1,369	1,309
高学年	1,917	1,902	1,901	1,882	1,785	1,720	1,665	1,652	1,617	1,559
中学生	1,899	1,913	1,929	1,907	1,901	1,897	1,881	1,783	1,718	1,663
高校生	2,107	2,046	1,976	1,898	1,917	1,927	1,910	1,904	1,900	1,884
児童数の対人口比	15.8%	15.5%	15.2%	14.8%	14.7%	14.5%	14.2%	14.0%	13.8%	13.5%

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

(認定区分)

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

[量の見込と提供体制]

(単位：人)

市全域	H27				H28				
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳	3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳	3号認定		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
			保育必要						保育必要
(参考)児童数推計		1,388	440	902		1,328	430	900	
①量の見込み(必要利用定員総数)	609	741	91	346	582	709	89	345	
需要率	43.9%	53.4%	20.7%	38.4%	43.8%	53.4%	20.7%	38.3%	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(特定教育・保 育施設)	0	485	79	295	0	1,029	91	360
	確認を受けない幼稚園	1,775	0	0	0	1,250	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	15	0	10	0	15	0	10
	提供量合計	1,775	500	79	305	1,250	1,044	91	370
②-①	1,166	▲ 241	▲ 12	▲ 41	668	335	2	25	

市全域	H29				H30				
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳	3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳	3号認定		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
			保育必要						保育必要
(参考)児童数推計		1,319	424	882		1,338	414	865	
①量の見込み(必要利用定員総数)	578	705	88	338	587	714	86	332	
需要率	43.8%	53.4%	20.8%	38.3%	43.9%	53.4%	20.8%	38.4%	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(特定教育・保 育施設)	0	1,029	91	339	0	1,013	91	327
	確認を受けない幼稚園	1,250	0	0	0	1,250	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	15	0	10	0	15	0	10
	提供量合計	1,250	1,044	91	349	1,250	1,028	91	337
②-①	672	339	3	11	663	314	5	5	

市全域		H31			
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳	3号認定	
				0歳	1-2歳
				保育必要	
(参考)児童数推計			1,326	406	848
①量の見込み(必要利用定員総数)		581	708	84	325
需要率		43.8%	53.4%	20.7%	38.3%
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(特定教育・保 育施設)	0	1,047	91	327
	確認を受けない幼稚園	1,180	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	15	0	10
	提供量合計	1,180	1,062	91	337
②-①		599	354	7	12

[提供体制確保の考え方]

「2号認定の幼希望(認定こども園教育部分)」及び「3号認定」が保育必要量を満たしていないことから、国や県の施設整備補助金等を活用し、幼稚園等からの認定こども園への参入を支援、促進し、保育提供量の確保に努めます。また、併せて老朽化した公立保育園の統廃合についても検討していきます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

[事業の概要]

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	箇所	3	3	3	3	3
確保方策	箇所	3	3	3	3	3

[確保方策の考え方]

児童館及び地域子育て支援センターの2か所にて実施し、ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日	2,437	2,390	2,345	2,299	2,255
確保方策	箇所	5	5	5	5	5

[確保方策の考え方]

指定管理者が運営・管理している児童館等の公の施設3か所と民間に事業を委託した事業者の施設2か所にて実施し、ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(3) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的検査を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
0歳人口推計	人	440	430	424	414	406
①量の見込み	件	704	688	678	662	650
一人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数	回	5,280	5,160	5,085	4,965	4,875

[確保方策の考え方]

妊婦に対する健康診査について、医学的に必要な回数及び内容の確保を図っていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、安心して子育てができるよう相談・支援を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
0歳人口推計	人	440	430	424	414	406
①量の見込み	件	418	409	403	393	386
訪問率	%	95.0%	95.1%	95.0%	94.9%	95.1%

[確保方策の考え方]

全ての家庭に訪問ができるよう体制の充実を図ります。

(5) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

[事業の概要]

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[確保方策の考え方]

- ・要保護児童対策の観点から児童虐待への対応及び未然防止も含めた取り組みとなるよう、平成31年度までに事業を実施します。

(6) 子育て短期支援事業

[事業の概要]

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業))です。

[確保方策の考え方]

- ・近隣市町の児童養護施設等と連携を図り、平成31年までに事業を実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

[事業の概要]

小学生等の児童を有する子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	低学年	人日	212	204	194	179	171
	高学年	人日	225	218	216	212	204
②確保方策		人日	437	422	410	391	375
②-①		人日	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

- ・ファミリー・サポート・センター1か所にて実施し、ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

[事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

○幼稚園

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	①1号認定による利用	人日	4,369	4,071	4,112	4,167	4,127
	②2号認定による利用	人日	41,509	38,645	38,875	39,608	39,379
③確保方策		人日	45,878	42,716	42,987	43,775	43,506
		箇所	9	9	9	9	9
③-(①+②)		人日	0	0	0	0	0

○幼稚園以外

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		人日	5,423	5,097	4,895	4,782	4,685
②確保方策		人日	5,423	5,097	4,895	4,782	4,685
②-①		人日	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

- ・幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園及び認定こども園で実施し、ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。
- ・幼稚園以外の一時的預かり事業は、一時預かり事業実施施設（スマイル保育園、Cocco ルーム、ヤクルト保育園、東保育所）において実施し、ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(9) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人	594	578	571	569	561
②確保方策	人	594	578	571	569	561
	箇所	10	10	10	10	10
②-①	人	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

- ・民間保育園、認定こども園、公立保育所にて実施し、ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31	
①量の見込み	人日	683	665	657	640	624	
②確保方策	病児・病後児保育	人日	683	665	657	640	624
		箇所	3	3	3	3	3
	ファミリー・サポート・センター	人日	0	0	0	0	0
②-①	人日	0	0	0	0	0	

[確保方策の考え方]

- ・東保育所において病後児保育、北里大学メディカルセンターにおいて病児保育、中丸保育

園にて体調不良児保育を実施し、ニーズ量に対して 100%の事業確保を図っていきます。

- ・ファミリー・サポート・センターでは病児病後児保育は実施しません。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
低学年(6-8歳)人口推計		人	1,618	1,560	1,481	1,369	1,309
高学年(9-11歳)人口推計		人	1,720	1,665	1,652	1,617	1,559
①量の見込み	低学年	人	337	332	327	322	317
	高学年	人	127	122	117	112	107
需要率	低学年	%	20.8%	21.3%	22.1%	23.5%	24.2%
	高学年	%	7.4%	7.3%	7.1%	6.9%	6.9%
②確保方策	低学年	人	337	332	327	322	317
	高学年	人	123	122	117	112	107
②-①			▲ 4	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

- ・平成26年11月に開館の児童館において学童保育事業を実施し、ニーズ量に対して 100%の事業確保を図っていきます。

(12) 放課後子ども教室

[事業の概要]

すべての小学校に就学している児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を国が策定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携した実施が求められています。

	放課後子ども教室				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
整備数	8	8	8	8	8

	放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室（一体型）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保の内容・時期	8	8	8	8	8

[確保方策の考え方]

共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、市内のすべての小学校において両事業の一体的実施の推進を図っていきます。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園については、3園の設置を進めます。設置時期については、平成28年度に2園、平成31年度に1園を予定しています。

認定こども園の普及については、公立保育所の統廃合と併せて進め、設置に当たっては国、県補助金を活用します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な幼保小連携の取組の推進

保育所や幼稚園と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(4) 幼保小の連携に係る取組

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等に係る施策との緊密な連携を図ります。

第5章 総合的な施策の展開

施策目標 1 子どもの権利を守り、子どもが健やかに育つまち

1-1 母子の健康の確保

①子どもと母親の健康の確保

疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児健康診査や各成長段階・特性に合わせた有効な育児相談を行います。

健康診査時には、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。

母親となる妊婦に対しては、母子健康手帳を交付し、妊婦に対する妊娠初期からの医学的管理と保健指導を適切に行うため妊婦健康診査の助成を行うとともに、母性健康管理指導事項連絡カードの配布、マタニティセミナー、妊産婦訪問、新生児訪問等を行い、育児不安や負担感の軽減とより良い育児環境を整えられるよう指導・支援を推進します。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	母子健康手帳交付	継続	妊娠中を健康に過ごし、安全な出産ができるよう、母子健康手帳の交付を行い、母子の健康管理に役立てる。また、外国人に対しては外国語母子健康手帳を交付する。	交付率 100%	健康づくり課
2	母性健康管理指導事項連絡カードの配布	継続	就労妊婦に対して、母子健康手帳の交付時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、健康の増進を図る。	配布率 100%	健康づくり課
3	マタニティセミナー	継続	妊婦やその家族に、妊娠出産または育児について必要な情報の提供や保健指導を行い、母子保健の向上を図るとともに、妊婦及び家族の交流を図る。	初妊婦の後期セミナーへの参加率 50%	健康づくり課
4	パパのためのお風呂の入れ方講習会	継続	主に、初めて父親になる人を対象に赤ちゃんのお風呂の入れ方の講習会を実施する。	初めて父親となる人の参加率 30%	健康づくり課
5	妊婦健康診査、妊産婦訪問	継続	妊娠中の母子の健康状態を確認し、妊娠が順調かどうかを把握する。また、若年妊婦等に訪問指導を実施し、出産・育児に対する不安軽減を図る。	妊婦健康診査延人数 5,000 人	健康づくり課
6	低出生体重児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	継続	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあった人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように支援する。	310 人	健康づくり課
7	乳幼児健康診査	継続	乳児（4か月児）、1歳6か月児及び3歳児健診を実施し、乳幼児の健康状態と発育発達を定期的に把握し、乳幼児の健康増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診 24 回実施/受診率 98% ・1歳6か月児健診 24 回実施/受診率 95% ・3歳児健診 12 回実施/受診率 95% 	健康づくり課

8	育児相談（9か月児育児相談、乳幼児育児相談）	継続	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供する。	・9か月児育児相談 24回実施/受診率85% ・乳幼児育児相談 12回実施/利用者数400人	健康づくり課
9	2歳児育児相談	継続	個別相談にて、支援を要する幼児に対する発達を促す係わり方についての助言や相談を行う。	50人	こども課、健康づくり課
10	親子教室パンダ	継続	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	22回 述べ132人	こども課
11	離乳食講習	継続	情報過多の中で、食に関する適切な正しい知識の啓発、育児不安の解消、育児中の母親の孤立化防止を図る。	乳児（4か月児）健診受診者の80%	健康づくり課
12	予防接種	継続	感染症の予防、重症化の防止のため、個別接種による予防接種を実施する。	8,170人	健康づくり課
13	30代までの健康カアップ健診（女性）	継続	女性のライフステージに応じた生活習慣病予防や健康づくりを推進する。	18歳から39歳女性の国保加入者数の50%	健康づくり課
14	30代までの健康カアップ健診（女性）事後相談	継続	健診後の生活習慣病予防の相談を実施する。	健診事後相談対象者数の35%	健康づくり課
15	成人健康相談	継続	保健師・栄養士・精神科医・歯科衛生士等が、身体や心の健康について、個別に相談を実施する。	440人	健康づくり課

② 食育の推進

「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となります。そのため、離乳食講習会や小学生を対象とした講座、食に関する相談への助言などを通じて、一人ひとりが「食」について自ら学び、考え、判断できるよう知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標（H31）	担当課
1	（再）離乳食講習	継続	情報過多の中で、食に関する適切な正しい知識の啓発、育児不安の解消、育児中の母親の孤立化防止を図る。	乳児健診受診者の80%	健康づくり課
2	食育の推進	継続	栄養教諭、学校栄養職員の専門性を活用し、学校における食育を充実・推進させ、家庭・地域と連携して朝食欠食の改善を図る。	—	体育課
3	学校給食運営の充実	継続	給食指導の充実、運営体制の整備を図り、バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の心身の健全な発達を促す。	—	教育総務課、体育課
4	石臼体験学習	継続	郷土学習（石臼学習）体験学習（手打ちうどんづくり）を通し、食文化を知り郷土への愛着を高める。	140	コミュニティセンター、西小学校
5	男性料理教室	継続	育児・家事について夫婦で協力して行うことを推進するため、男性料理教室を開催する。	24	コミュニティセンター、生涯学習課

③ 思春期保健教育の充実

人間教育の一環として、異性を尊重し、自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識の啓発と、正しい知識の習得を促します。喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性などについての基礎的な知識の普及を図る等により、思春期の心と体の健康づくり及び生涯にわたる健康行動の基盤づくりを支援します。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	薬物乱用防止教育の推進	継続	学校・家庭・地域が連携して、子どもの発達段階や地域の実態に応じた薬物乱用防止教室を充実・推進する。	—	体育課
2	性に関する指導の推進	継続	性に関する課題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう、学校・家庭が連携し、性に関する指導を進める。	—	体育課
3	小中学校における健康教育の充実	継続	「心の健康」「禁煙、禁酒薬物乱用」「性に関する問題」「歯・口の健康づくり」等、様々な健康課題の解決に向け、保健教育・保健管理を充実させ、学校・家庭・地域が一体となり学校の健康教育を推進する。	—	体育課

④ 小児医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基礎となることから、休日・夜間の医療体制を含め、小児初期救急医療体制の整備・充実を図ります。

また、子どもの病気やけがへの初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、親を対象とした講座の開催や医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	こども医療費助成	継続	医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上と福祉の増進を図る。	—	こども課
2	ひとり親家庭等医療費助成	継続	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	—	こども課
3	小児救急医療体制の整備	継続	小児初期救急医療体制の整備について、関係機関と協議を進める。	前年度と同様	健康づくり課

1-2 支援を必要とする児童へのきめ細やか取り組み

①障がいがある子どもと家庭への支援

障がいの早期発見、早期療育のため、医療機関や療育機関と密接な連携を図るとともに、各種相談体制の充実や情報提供を行い、障がいがある子どもが、将来社会で自立して生活できるよう、様々な支援をしていきます。

学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の子どもに必要な支援も学校教育と連携しながら、行っていきます。

また、障がいがある子どものいる家庭では、親たちが療育や介護のため、就労が困難になるなどのケースも多いため、必要とする支援が「いつでも、どこでも」受けられるよう、各種の在宅福祉サービスを充実させていきます。

さらに、就学児に対しては、放課後のケアが不可欠であるため障害児学童保育室の充実を、未就学児に対しては保育所における障がい児保育の充実を図っていきます。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標（H31）	担当課
1	就学支援委員会	継続	障がいの有無・種類・程度を把握し、どのような教育が適しているか保護者が判断できるよう情報提供するとともに、指導助言を行う。	5回開催	学校教育課
2	特別支援教育支援員配置	拡大	特別支援学級におけるきめ細かな指導のため、担任の指導補助を行い、児童生徒の生活面の介助など個に応じた支援を行う支援員を、特別支援学級と通級指導教室設置校に配置する。	市内特別支援学級、および通級教室の増設に合わせて増員	学校教育課
3	障害児学童保育室運営	継続	障がいのある子どもの放課後の生活の場を提供することにより、保護者負担の軽減と児童の社会参加の促進を図る。	定員 20 名	こども課
4	教育センター運営事業	継続	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行う。	相談窓口開設	学校教育課
5	(再)親子教室パンダ	継続	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	22回 述べ132人	こども課
6	地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	設置 5 か所	こども課
7	障がい児保育	継続	保育所における、障がいがある子どもの受け入れ体制を整える。	—	こども課
8	交流教育促進事業	継続	特別支援学級や特別支援学校等の交流を促進し、ノーマライゼーションの理解を深める。	支援籍児童生徒の人数・状況に合わせて実施	学校教育課
9	早期療育体制の充実	継続	児童発達支援センターで、療育年齢を引き下げた早期療育事業を実施する。	—	児童発達支援センター

10	障害児地域療育等支援事業	継続	在宅の知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児の地域における生活を支えるため、地域で療養指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。	—	児童発達支援センター
11	障害児(者)生活サポート事業	継続	障がいのある子どもがいる親が必要な時に利用できる一時預かり等の体制を確保し、保護者の安定と障がい児の生活支援を図る。	120人	障がい者福祉課
12	移動支援事業	継続	屋外での移動が困難な障がいのある子どもについて、自立生活及び社会参加を促すことを目的として外出のための支援を行う。	25人	障がい者福祉課
13	日中一時支援事業	継続	見守り、及び障がいのある子どもを日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある子どもの日中活動の場を提供する。	14人	障がい者福祉課
14	訪問入浴サービス事業	継続	家庭での入浴が困難な身体障がいのある子どもに対して、特殊浴槽を使用して、自宅での入浴サービスを提供する。	2人	障がい者福祉課
15	障害者相談支援事業	継続	障がいのある子どもの保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に提供する。	2箇所	障がい者福祉課
16	重度心身障害者医療費助成事業	継続	医療費を助成することにより、障がいのある子どもとその保護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。	65人	障がい者福祉課
17	介護者手当支給事業	継続	障がいのある子どもの介護者の労をねぎらい、在宅福祉の増進に寄与する。	32人	障がい者福祉課
18	自立支援医療(育成医療)	継続	障がいのある子ども(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う。	32人(延べ44人)	障がい者福祉課
19	補装具費支給制度	継続	障がいのある子どもに対し、車いす、補聴器等の補装具を交付することにより、身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活や学校生活の向上を図る。	30件	障がい者福祉課
20	日常生活用具の給付事業	継続	障がいのある子どもの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進を図る。	26件	障がい者福祉課
21	難聴児補聴器購入費助成事業	新規	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のある子どもに補聴器購入費用等の一部を助成し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援する。	1件	障がい者福祉課
22	紙おむつ代助成事業	継続	生計中心者の所得税が非課税で、在宅の重度の障がいのある子どもに対し、紙おむつを助成することにより、経済的負担を軽減する。	3人	障がい者福祉課
23	介護給付等	継続	障がいのある子どもがいる家庭に訪問系サービス(居宅介護等)、短期入所等のサービスを支給決定することにより、日常生活の支援を図る。	80人	障がい者福祉課
24	障害児福祉手当	継続	在宅で重度の障がいのある子どもに月額14,140円の手当を支給することにより、福祉の増進を図る。	32人	障がい者福祉課

25	在宅重度心身障害者手当	継続	在宅で重度の障がいのある子どもに月額5,000円の手当を支給することにより、経済的、精神的負担の軽減を図る。	38人	障がい者福祉課
26	ふれあい学級	継続	音楽の演奏など文化活動を通して、障がいがある子どもと障がい者の交流を図る。	484人	北部公民館
27	学校施設整備事業の充実	継続	障がいがある児童生徒が、学校生活を快適に送れるよう、施設・設備を計画的に整備する。	—	教育総務課
28	特別支援教育の充実	拡大	学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等、特別な支援の必要な児童生徒への個別のサポートを実施する。	小学校学力向上支援員18人、中学校学力向上支援員6人	学校教育課

②児童虐待を防止する体制づくり

子どもの虐待について、児童相談所や保育所、学校、地域等で連携を強化し、早期に発見し、適切な対応がとれるような体制づくりに努めます。

また、子育て中の保護者が、不安や悩みを気軽に相談できる体制の整備・充実を図っていきます。

No.	事業名	区分	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議)	継続	子どもを虐待から守るために、虐待防止対策の検討及び環境整備を行い、虐待を発見したときには速やかに関係機関で協議し、早期対応を図る。	—	こども課
2	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課
3	(再)育児相談(9か月育児相談、乳幼児育児相談)	継続	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供する。	・9か月育児相談24回実施/受診率85% ・乳幼児育児相談12回実施/利用者数400人	健康づくり課
4	あそぼう会	継続	月1回「あそぼう会」を開催して、地域の子どもや保護者との交流を図る。	—	各保育所
5	保育所長会議	継続	月1回保育所長会を実施して、育児情報の共有を図り、共通認識をもち、日々の保育の中で虐待を発見していく。	—	こども課
6	民生委員・児童委員協議会	継続	児童部会研修及び主任児童委員会を実施して、地域情報の共有を図り、共通認識をもち、日々の民生委員・児童委員活動の中で虐待を発見していく。	児童部会研修2回、主任児童委員会4回開催	福祉課
7	(再)低出生体重児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	継続	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあった人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように支援する。	310人	健康づくり課

③いじめ、ひきこもりや不登校対策

増加しているいじめ、ひきこもりや不登校などは、学校だけでは解決できる問題ではないため、学校、地域、そして家庭でもお互いが当事者として関心をもち、早期に子どもの視点に立った働きかけを対応していきます。

そのため、相談体制の充実を図るとともに、NPO等と協働し、ひきこもりや不登校の児童生徒が将来への夢と希望をもち、個性・能力に応じた進路を見いだせるような新しい居場所づくりを推進します。

No.	事業名	区事業 区分	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	(再)教育センター運営事業	継続	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行う。	相談窓口開設	学校教育課
2	教育相談推進事業の充実	拡大	さわやか相談室相談員等と民生委員・児童委員との連絡協議会の充実を図る。	スクールソーシャルワーカー勤務日を週5日	学校教育課
3	教育相談推進事業の実施	継続	市教育センター、さわやか相談室との連携を深め、いじめ、不登校問題の解決に努める。さわやか相談室の教育相談機能の向上や、相談員の資質向上等を目指した研修会を実施する。	さわやか相談員の研修を年3回実施	学校教育課
4	ステップ学級 (学校適応指導教室)	継続	様々な要因によって登校できなくなった児童や生徒に対し、欠席によって遅れた基礎学力や社会性を補完し、学級に復帰できるよう指導援助する。	学校復帰 100% をめざす	教育センター
5	中学校における 「学校選択制」の実施	継続	中学校入学時に学区以外の中学校進学を希望する児童に対し、要件を満たす場合に学校選択が可能になるよう学校選択制を実施する。	学校選択制を実施する	学校教育課

④子どもの権利を守る取り組みの推進

すべての子どもには「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利があります。社会の一員である子どもを個人として認めて、子どもの権利を保障するために、「児童権利条約」や「北本市児童憲章」の理念を普及・啓発し、次代を担うすべての子どもたちが、元気で自分らしく成長できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	区分 事業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	児童相談の充実	継続	児童の人権を守るため、保護の必要な児童のいる家庭の相談等に応じる。	定期的に相談を実施する	こども課
2	里親制度の登録促進	継続	家庭に恵まれない子どもたちの生活を支え、人権を守るため、里親の登録を啓発する。	—	こども課
3	(再)教育相談推進事業の実施	継続	市教育センター、さわやか相談室との連携を深め、いじめ、不登校問題の解決に努める。さわやか相談室の教育相談機能の向上や、相談員の資質向上等を目指した研修会を実施する。	さわやか相談員の研修を年3回実施	学校教育課
4	(再)教育相談推進事業の充実	拡大	さわやか相談室相談員等と民生委員・児童委員との連絡協議会の充実を図る。	スクールソーシャルワーカー勤務日を週5日	学校教育課
5	人権教育の推進	継続	市内の各家庭に人権啓発パンフレット等を配布・回覧することにより、人権意識の高揚を促進する。	25,000 世帯	協働推進課、 学校教育課、 生涯学習課

施策目標２ 子どもがたくましく心豊かに育つまち

2-1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

①地域に開かれた特色ある学校づくり

家庭や地域とともに児童等を育てていくという視点に立って、学校の教育活動について家庭や地域社会に情報提供を行い、保護者や地域の人々との意思疎通を十分に図り、学校への理解を促進します。

そのため、保護者や地域の人々の支援を積極的に受け入れるとともに、児童等を含めた地域住民が遊びやその他のスポーツ・文化活動等を行う場として活用できるよう、校庭、体育館、図書館、コンピュータ教室等の学校施設を積極的に開放します。

また、少人数学級によるきめ細やかな指導や、学習指導方法の改善、学校施設・設備の整備などにより、学力の向上とともに、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	(再)中学校における「学校選択制」の実施	継続	中学校入学時に学区以外の中学校進学を希望する児童に対し、要件を満たす場合に学校選択が可能になるよう学校選択制を実施する。	学校選択制を実施する	学校教育課
2	学校図書館指導員配置	継続	市内全小中学校へ学校図書館指導員を配置し、人のいる温かみのある図書館の創造及び学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員と共に進める。	図書館指導員 12人	学校教育課
3	(再)教育センター運営事業	継続	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行う。	相談窓口開設	学校教育課
4	教育振興備品の整備・充実	継続	図書及び教科等の備品の購入により、小中学校における学校図書館蔵書、各教科等教育振興備品の整備・充実を図る。	—	教育総務課
5	学校教育活動全体を通じた読書指導の推進	継続	公立の図書館と連携するなど学校図書館資料の整理と充実を図る。また、読み聞かせやブックトークを実施し、読書活動の充実を図る。	全校における朝読書の実施 小学校において読み聞かせ等の実施	学校教育課
6	学習指導方法改善の研究委嘱事業	継続	各教科等の指導方法の改善のための実践的教育研究を委嘱する。	教育課程研究 2校、学力向上1校での研究を委嘱	学校教育課
7	先進的教育の研究奨励	継続	教員の資質・指導力の向上を目指した個人研究を奨励する。	研修会を開催	学校教育課
8	地域との連携、中学校への外部指導者派遣事業の推進	継続	地域の人材の専門性を活用し、生徒の多様なニーズに対応した部活動の充実や保健体育科における武道の授業において、経験豊かな外部の専門的指導者を活用し基礎基本の定着と安全管理の徹底を図る。	—	体育課

9	環境教育の充実	継続	環境教育副読本等を活用した環境教育を推進する。また、学校における牛乳パックの回収等、循環型環境教育を推進する。	全校で実施	学校教育課
10	学習指導方法改善	継続	児童生徒の実態に応じたきめ細やかな学習指導法を授業訪問により支援する。	授業訪問を市教委年1回・管理職年2回実施	学校教育課
11	小学校での体験農業における勤労体験活動	継続	全小学校において、地域と連携した勤労体験学習の推進を図る。	小学校8校で実施	学校教育課
12	体力向上推進事業	継続	体力向上推進委員会及び研究発表会等を通して、体力向上活動の充実を図る。	—	体育課
13	国際理解教育の推進	継続	英語教育の充実、小学校での外国語活動の推進などを通し、国際社会の一員として行動できる児童生徒を育成する。	ALT4人配置	学校教育課
14	情報教育の推進	継続	コンピュータ活用能力の向上を図り、情報を主体的に選択するなど情報通信技術(ICT)の進展に対応できる能力と態度を育成する。	研修会年2回実施	学校教育課
15	福祉教育の推進	継続	福祉社会の実現を目指し、ともに豊かに生きていこうとする力や、社会福祉に関する問題を理解し、解決する力を身につける。	講演会年1回 体験活動年6時間	学校教育課
16	キャリア教育・進路指導の充実	継続	自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、自分の意思と責任で主体的に進路を選択することができるように、指導を充実する。	職場体験4校 推進委員会年2回	学校教育課

②心や命の大切さを学ぶための環境づくり

次代の親となる社会性や豊かな人間性を育むために、保育所での中学生等と保育児童とのふれあい体験などを通じて、家庭の大切さや子どもを生き育てることの意義を理解し、将来の子育てにつながる取り組みを推進します。

また、道徳教育や福祉ボランティア活動により、他の人を思いやることのできる優しい心の育成を図ります。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	保育所での中学生や妊産婦(夫)の体験教室の実施	継続	小さい子どもと接する機会の少なくなった子どもたちを、保育所に受け入れ、一緒に遊んだり、生活をする中で小さい子どもとのふれあいを推進する。	—	こども課
2	中学校での福祉施設訪問による福祉体験の推進	継続	特別活動や総合的な学習の時間の職場体験・福祉体験として実施する。	職場体験 4校年1回	学校教育課
3	福祉・交流教育の推進	継続	地域や施設において、高齢者や障がいがある子どもとの交流を図る。	特別支援学級との 交流授業年3回	学校教育課

③就学前教育の充実

保護者の多様なニーズに対応した、私立幼稚園の預かり保育や各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操・想像力・社会性が身に付く幼児教育の充実に努めます。

そのため、保育所・幼稚園及び小学校が連携し、相互交流を促進することにより、一貫した教育体制を充実させるとともに、保育所や幼稚園の情報を積極的に提供します。

また、個性や発達段階に応じた的確な指導が行われるように、各種研修の実施により、指導者の資質の向上を図ります。

さらに、幼児教育特区として2歳児の幼稚園入園を促進し、幼児教育を充実させます。

No.	事業名	区分	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	幼稚園就園奨励費補助	継続	子が幼稚園に就園している家庭の経済的負担軽減のため、市内に住所を有する満3歳～5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者に、市民税所得割額に応じて補助金を支給する。	交付に係る基準に基づき支給する	学校教育課
2	幼稚園・保育所及び小学校との交流促進	継続	保育所・幼稚園及び小学校児童の行事等における相互交流を促進する。また、「子育ての3つめばえ」や「接続期プログラム」を活用し、教職員や保育士の合同研修会を年3回開催するなど、指導者等の交流を促進する。	幼保小の合同研修会を年2回実施	学校教育課、こども課
3	指導者の資質向上	継続	各種研修の実施により、保育士等の子育てについての知識の普及及び技術の向上を図る。	—	こども課
4	年齢別保育の充実	継続	子どもの発達段階に応じて、適切な保育を行うため、適正な保育士の配置による年齢別保育の充実を図る。	—	こども課
5	読書活動	継続	北本子どもの本を楽しむ会・北本市子ども文庫連絡会の協力を得て、子どもにとって良い本やお話を多くの親子に読み伝える。	夏休み小学生のためのおはなし会(参加人数 47人)、読書まつりおはなし会(参加人数 155人)	こども図書館

2-2 児童の健全育成

①家庭教育への支援の充実

親が、子育ての社会的意義を学ぶとともに、子育てに関する知識や技術を身につけることができるよう、様々な学習機会の提供を行います。

また、子育てに様々な悩みを抱える親に対しては、子育ての情報を提供したり、相談体制を充実させていきます。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	(再)教育センター運営事業	継続	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行う。	相談窓口開設	学校教育課
2	子育て講座	継続	小学1年生になる児童の保護者、中学へ入学する子どもの保護者、妊娠中の女性及び配偶者等を対象として、子どもの年代にあわせた接し方等について学ぶ講座を開催する。	小・中学校の全校で実施	生涯学習課
3	ブックスタート	継続	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図る。	配布数 423 冊	こども課、 こども図書館、 ボランティア グループ
4	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課
5	産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業	継続	妊娠中または出産後で体調不良等により、家事をする人がいない家庭に対し、ヘルパーを派遣して家事援助を行い、子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課
6	マタニティセミナー・沐浴実習の充実	継続	子育てに関する知識や技術を学ぶため、マタニティセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図る。	初めて父親となる人の参加率 30%	健康づくり課

②地域スポーツ活動の支援

子どもの体力が低下傾向にある中、恵まれた自然の中で子どもがスポーツに親しむことのできる主体性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ少年団活動やスポーツ教室を中心とした取り組みに対して、支援を行います。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	放課後子ども教室	継続	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	全小学校 8 校で実施	生涯学習課
2	スポーツ・レクリエーション教室・講習会の開催の支援	継続	スポーツ、レクリエーション教室等の開催により、個々に応じた生涯スポーツ・レクリエーションの基礎を培い、健康体力の増進を図る。	—	体育課
3	レクリエーション団体の育成・支援及びスポーツ・レクリエーション活動情報提供の充実	継続	体育協会・スポーツ少年団、レクリエーション協会の育成・支援及びスポーツ・レクリエーション等の情報提供の充実を図る。	—	体育課
4	コミュニティ活動と連携したファミリースポーツ活動等の推進	継続	コミュニティ体育祭の開催により、ファミリースポーツ活動の推進を図る。	—	体育課

③自然とふれあい環境を大切に作る心の育成

本市の公園や緑地、樹林地、農地、生産緑地などの豊かな緑を守るため、身近な自然の観察会や学校でのビオトープづくりを通して、自然環境を大切にする意識の向上を図り、身近に自然と楽しめる環境づくりに取り組みます。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	(再)放課後子ども教室	継続	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	全小学校 8 校で実施	生涯学習課
2	自然や環境の保全を図る学習機会の充実	継続	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会と情報提供の充実を図る。	—	学校教育課、都市計画課
3	高尾宮岡ふるさとのトラスト基金	継続	貴重な谷津の自然を守るため北本市高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金に継続して積立を行う。	—	都市計画課

④芸術や文化とふれあい豊かな感受性の育成

市内には、「石戸蒲ザクラ」と「範頼伝説」をはじめとし「下宿遺跡」など、多くの歴史的資産が残されています。豊かな人間性を育み、個性豊かな人間性を育てていくため、先人たちが築きあげてきた文化と歴史を学習理解します。

また、自主的な芸術・文化活動や交流の機会を設け、新たな文化の創造と発信を目指して、文化・芸術活動を推進します。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	範頼伝説を活用した芸術・文化活動の促進	継続	地域に根ざした芸術・文化活動を促進するために、石戸蒲ザクラや範頼伝説をモチーフとした地域学習や芸術活動、シンポジウム等を開催する。	小中学校学習支援20講座	生涯学習課
2	(再)放課後子ども教室	継続	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容:自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	全小学校 8 校で実施	生涯学習課
3	芸術文化事業の充実	継続	すぐれた芸術文化に親しみ、情操教育を推進するため、市民文化祭や自主文化事業を開催する。	市民文化祭、自主文化事業の実施	生涯学習課、公民館
4	芸術・文化団体の育成と支援	継続	芸術・文化の振興と生きがいづくりを図るため、芸術・文化団体の育成と支援を行う。	北本市文化団体連合会への補助金の交付と市民文化祭芸術展を協働により実施	生涯学習課
5	さくらまつり/きくまつり	継続	市の木「桜」、市の花「菊」をテーマにしたイベントの開催や、「さくらまつり」、「きくまつり」を開催する。	—	都市計画課
6	(再)石臼体験学習	継続	郷土学習(石臼学習)体験学習(手打ちうどんづくり)を通し、食文化を知り郷土への愛着を高める。	参加者 140 人	コミュニティセンター、西小学校
7	郷土芸能の保存と育成	継続	郷土芸能の後継者を育成するとともに、新しい時代に向けた郷土芸能の振興活動等について支援する。	郷土芸能大会の開催	生涯学習課
8	北本太鼓かばざくら	継続	北本がふるさとになる子どもたちに新しい文化・伝統を受け継ぐために、大人子ども男女により構成。練習、演奏等により交流を図る。	—	青少年育成市民会議、生涯学習課
9	北本トマトイメージキャラクター着ぐるみの貸出	継続	子ども達に人気がある「北本トマトイメージキャラクター着ぐるみ」について、イベント等への貸出を行う。	貸出数80件	産業観光課

⑤体験・交流機会の提供

子どもが、様々な体験や交流を通して、自主性や社会性を身につけるとともに、伸び伸びと育つよう、各種体験や交流の機会の提供を行います。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	子どもビデオシアター	継続	幼児・園児・小学生低学年を対象として、子ども向けビデオを上映し、健全育成を図る。	参加者(述べ人数 230人)内子ども 158人	学習センター
2	七夕まつり	継続	中丸コミュニティ委員会圏域に在住の幼児及び青少年(小学6年生ぐらいまでが中心)を対象に、地域社会と子どもたちを結びつけるため、「まこもの馬づくり」「笹の飾りつけ」「昔の遊び」「折り紙教室」「ビンゴゲーム」「フリーマーケット」等を実施する。	750人	中丸公民館
3	西部コミュニティ七夕まつり・親子たこあげ大会	継続	西部公民館地域の幼稚園児～小学低学年の親子を対象に、適切な遊び、親子のきずなと地域のコミュニケーションを深める場を提供し、健全な育成を図るため、七夕祭りやたこあげ大会を開催する。	七夕まつり 65人 親子凧揚げ 85人	西部公民館、 西部コミュニティ委員会
4	子ども映画館	継続	小学生以下を対象に、映画に親しみ豊かな心を養うことを目的とし、公民館の視聴覚室を利用して、子ども映画館を開催する。	参加者 40人	東部公民館
5	(再)石臼体験学習	継続	郷土学習(石臼学習)体験学習(手打ちうどんづくり)を通し、食文化を知り郷土への愛着を高める。	参加者 140人	コミュニティセンター、 西小学校
6	親子もちつき大会	継続	本町西高尾コミュニティ委員会の地域在住の幼児～小学生～保護者を対象に、伝統に親しみ、親子や地域とのふれあいの中で、もちつきを体験する。	180人参加	コミュニティセンター
7	(再)放課後子ども教室	継続	子どもを事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容:自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	全小学校8校で実施	生涯学習課
8	国際理解学習・交流事業の推進	継続	国や埼玉県の青年海外派遣事業を推進し、豊かな国際感覚を養い、国際理解と国際協調を図り、国際化社会に対応する学習機会の推進を図る。	参加者 930人	生涯学習課
9	国際交流ラウンジ委員会	継続	学習センターに国際交流ラウンジを設け、幅広い年齢を対象とした異文化の交流を行う。	60人参加	学習センター
10	(再)福祉・交流教育の推進	継続	地域や施設において、高齢者や障がいがある子どもとの交流を図る。	特別支援学級との 交流授業年3回	学校教育課
11	社会教育施設等訪問による体験学習の推進	継続	社会教育施設等を訪問し、学校教育と連携した体験学習の推進を図る。	—	学校教育課
12	東間・深井コミュニティまつり	継続	東間・深井地域の親子が集い、芸術、音楽・グラウンドゴルフ・綱引き等を実施して交流を図る。	参加者 2,716人	北部公民館

⑥各種施設の活用と整備

保育所、幼稚園、小学校・中学校、公民館、文化センター、児童館、公園等の各種の公共施設を十分に活用し、子どもの居場所づくりや体験・交流拠点として整備を図ります。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	夏休み子ども公民館	継続	小中学生を対象に、公民館講座を開講する。	210人	公民館
2	図書館資料の整備・充実	継続	図書館資料の整備・充実	図書類 9618点、視聴覚資料(CD)157点	生涯学習課
3	おはなし会	継続	北本子どもの本を楽しむ会・北本市子ども文庫連絡会の協力を得て、子どもにとって良い本やお話を多くの親子に読み伝える。	中央図書館(参加人数 402人)、南部分室(参加人数 10人)	生涯学習課・こども図書館
4	児童館	新規	児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、体力増進を図る。	入館人数 1日平均 400人	こども課
5	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課

施策目標3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち

3-1 子育てを支援する生活環境の整備

①良質な居住環境の確保

子育てがしやすい住環境を確保するため、良好な住宅市街地の総合的な整備を推進します。

環境の美化運動、住宅情報の提供、住宅改修に対する助成等に努め、子どもが伸び伸び成長でき、家族みんながゆとりと豊かさを実感できる居住環境の整備を進めます。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	北本市ごみ減量等推進市民会議	継続	市民参加による廃棄物の減量化と再資源化を図る運動を促進し、市民の廃棄物に対する意識改革を目指す。	—	くらし安全課
2	環境美化運動	継続	自治会連合会を通じ、「清潔で明るいまちづくり」を目指し、各自治会単位で地区内を清掃し、健康で住みよい快適な生活環境づくりを推進する。	—	くらし安全課
3	花いっぱい推進事業の充実	継続	花いっぱい推進事業として地域自治会等と協働して春・秋2回の花苗配布	—	都市計画課
4	自然保護及び緑化事業	継続	トラスト8号地や市民緑地の保護育成を実施	—	都市計画課
5	土地区画整理事業の推進	継続	ゆとりとうるおいのある安心して暮らせる住環境を整備する。	—	久保土地区画整理事務所
6	木造住宅の耐震診断と耐震改修補助制度	継続	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断と、工事費の補助を行う。	簡易診断:10件 精密診断:2件 補強計画:2件 耐震改修:2件	建築開発課

②安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して暮らす視点に立った、安全に通行できる道路の段差の解消や、公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化などを進めていきます。

さらに、公共施設には、子ども連れで利用しやすいトイレやベビーベッド、授乳室などの設置を検討していきます。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	道路の整備	継続	高齢者・障がい者等が暮らしやすいまちづくりを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及、啓発に努める。また、子どもや子ども連れの利用に配慮し、公共施設の整備・充実を図る。	—	道路課

2	公共施設の整備	継続	高齢者・障がい者等が暮らしやすいまちづくりを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及、啓発に努める。また、子どもや子ども連れの利用に配慮し、公共施設の整備・充実を図る。	—	政策推進課、 こども課、 高齢介護課、 文化センター
3	「心のバリアフリー」の啓発	継続	母子健康手帳の交付時に、妊産婦に対してマタニティキーホルダーを配布するなど、妊産婦等への理解を深める取り組みを進める。	配布率 100%	健康づくり課

③子どもの視点に配慮した遊び場の整備

子どもたちが伸び伸びと遊べるよう、子どもの視点に立った身近な公園の整備を行います。発達段階に応じ、就学前児童のためには、遊具の設置を行い、小学生以上のためには、思い切り遊べる広場の整備を行います。

また、身近にある自然環境を生かし、川辺や雑木林、湧水などの保全を行い、子どもたちが、自然とふれあう機会を育てます。

雨の日の遊び場確保のため、児童館や文化センター、公民館の有効活用を図ります。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	子ども広場	継続	土地所有者の協力により無償で提供していただいた土地に広場を設置し、地区の子どもの遊び場として活用する。	—	くらし安全課
2	都市公園遊具点検事業	継続	指定管理者による月一回の遊具点検のほか、専門家による年1回の遊具点検を実施。	指定管理者による月一回の遊具点検のほか、専門家による年1回の遊具点検を実施。	都市計画課
3	(再)児童館	新規	児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、体力増進を図る。	入館人数 1日平均 400人	こども課
4	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課

④子どもを取り巻く有害環境対策

性や暴力に関する過激な情報等の有害な環境を排除するため、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に対する自主規制の働きかけを行い、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	違反簡易広告物撤去事業	継続	違反簡易広告物の撤去を行い、子どもにとって良好な環境づくりを推進する。	12回/年実施	道路課

3-2 子どもに安心・安全なまちづくり

①交通安全対策

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校等関係機関が連携、協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭等を対象とした体験型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	交通安全教育教室	継続	新入学童と中学年に交通安全教育を、警察、交通安全母の会、交通指導員等の協力により実施する。	全小・中学校交通安全教室年1回	各小学校
2	自主防犯巡回活動	継続	地域防犯推進委員や地域住民による自主防犯団体と連携して、犯罪のないまちづくりを進める。	—	くらし安全課
3	交通安全・防犯のつどい	継続	本町西高尾コミュニティ委員会との事業で、「交通安全・防犯のつどい」を開催、交通安全、防犯意識の向上を図る。	参加者 70 人	コミュニティセンター

②子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、地域においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティアなどと連携し、地域の安全点検や安全マップの作成、犯罪の発生状況等の情報を子育て家庭に提供していきます。

また、地域一体となって、子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置や防犯パトロールを推進し、地域全体で子どもたちを見守る体制を推進します。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	北本安全情報の提供	継続	防犯意識を高めるため、また、地域ぐるみによる防犯活動を促進するため、犯罪や防犯対策などの情報を提供する。	—	くらし安全課
2	(再)自主防犯巡回活動	継続	地域防犯推進委員や地域住民による自主防犯団体と連携して、犯罪のないまちづくりを進める。	—	くらし安全課
3	市役所に防犯担当職員を配置	継続	犯罪の増加に歯止めをかけ「安全・安心のまち北本市」を実現するため、くらし安全課に交通・防犯担当を配置する。	—	くらし安全課
4	警察OBパトロール隊	継続	北本市在住の警察OBを「防犯アドバイザー」として委嘱し、毎月2回小学校周辺を中心に防犯パトロールを行うほか、独自のパトロールを実施し、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進する。	—	くらし安全課
5	(再)交通安全・防犯のつどい	継続	本町西高尾コミュニティ委員会との事業で、「交通安全・防犯のつどい」を開催、交通安全、防犯意識の向上を図る。	参加者 70 人	コミュニティセンター

3-3 経済的支援の推進

①各種支援制度の充実

児童手当の支給制度や医療費助成制度のほか、児童の疾病や障がいに応じて様々な支援制度が実施されています。

これらの支援制度の活用と適正な運用を通して、子育てへの経済的支援を推進します。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	児童生徒就学援助扶助(小・中学校)	継続	経済的理由によって就学困難な児童生徒に必要な援助を行う。	400人	学校教育課
2	入学準備金貸付	継続	高等学校、大学等への入学を予定する生徒の保護者に対して入学準備金の貸付を行う。	高校3件/ 大学等5件	学校教育課
3	児童手当	継続	3歳未満一律15,000円。3歳以上～小学生10,000円(第3子以降は、15,000円)。中学生一律10,000円。所得制限を越えた場合一人につき一律5,000円。	—	こども課
4	(再)幼稚園就園奨励費補助	継続	子が幼稚園に就園している家庭の経済的負担軽減のため、市内に住所を有する満3歳～5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者に、市民税所得割額に応じて補助金を支給する。	交付に係る基準に基づき交付する	学校教育課
5	ひとり親家庭等医療費助成	継続	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	—	こども課
6	児童扶養手当支給	継続	父母の離婚・父又は母の死亡などにより、主として父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母または養育者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	—	こども課
7	(再)こども医療費助成	継続	医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上と福祉の増進を図る。	—	こども課
8	貸付金制度の啓発	継続	ひとり親家庭等に対して母子福祉資金貸付制度等を周知する。	—	こども課
9	パパママ応援ショップ制度の普及推進	継続	子育て家庭を応援するため「パパママ応援ショップ制度」の普及推進を図る。	—	こども課

施策目標4 子育てと仕事を両立できるまち

4-1 保育サービスの充実

①保育環境の向上

保育所が安心して子どもを預けられる施設となるよう、老朽化した施設の改築を進めます。

また、各保育所と緊密な連携を図り、保育士の資質の向上と専門性を高めるため、研修会の実施を進め、保育サービスの質の向上を図ります。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	保育所改築の検討	継続	施設の老朽化が進行しているため、今後の保育ニーズ等を踏まえながら、整備を検討する。	—	こども課
2	(再)指導者の資質向上	継続	各種研修の実施により、保育士等の子育てについての知識の普及及び技術の向上を図る。	—	こども課
3	(再)年齢別保育の充実	継続	子どもの発達段階に応じて、適切な保育を行うため、適正な保育士の配置による年齢別保育の充実を図る。	—	こども課

②保育サービスの充実

保育所においては、多様化、個別化しつつある保育ニーズに対応するため、平日や土曜日の保育時間の延長に加え、休日保育、定員の低年齢児枠の拡大を検討します。

また、地域に開かれた保育所を目指し、保育所が拠点となって、子育て支援の展開を図ります。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	公立保育所通常保育	継続	住み慣れたまちで安心して健やかに暮らせるまちを目指して、多様な保育需要に応えることのできる子育て環境の充実を図る。	—	こども課
2	家庭保育室設置促進	継続	待機児童の解消を図るため、保育児童受入確保の一環として家庭保育室の運営を支援する。	第4章参照	こども課
3	延長保育	継続	就労形態の多様化に対応するため、延長保育を実施する。	第4章参照	こども課
4	休日保育	継続	休日の就労や疾病のため、子どもの養育が困難な保護者のため、休日保育の実施を検討する。	—	こども課
5	乳児保育の充実	継続	地域の保育ニーズを踏まえ、定員の拡大を検討します。	—	こども課
6	産休・育休明け入所の円滑化	継続	産後休暇明け及び育児休業明けに伴う年度途中入所のニーズに対応するため、条件整備等を検討する。	—	こども課

7	ステーション保育	継続	市立深井保育所並びに市立東保育所及び私立高尾保育園に通う乳幼児を対象に、駅を利用して働く保護者のために、保育所の時間外に子どもを預かり、保育所まで送迎する。	—	こども課
---	----------	----	--	---	------

③放課後児童クラブの充実

保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童に対し、その安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童対策を行います。

また、障がいがある子どもの保護者の就労支援と、障がいがある子どもの放課後ケアのため、障がい児に対する学童保育を実施します。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	学童保育室改築	継続	老朽化している学童保育室を既存の公共施設を活用して整備する。	2箇所の学童保育室を整備	こども課
2	学童保育室運営	継続	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校低学年の児童等の健全な育成を図る。また、多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、時間延長を進める。	利用者ニーズに応じて時間を設定する	こども課
3	(再)障害児学童保育室運営	継続	障がいがある子どもの放課後の生活の場を提供することにより、保護者負担の軽減と児童の社会参加の促進を図る。	—	こども課

④認定こども園の充実

増加する保育需要に対応し、待機児童の解消を図るため、幼稚園の土地、建物、職員などの資源を有効活用し、保護者が、保育所、幼稚園の区別なくサービスを選択でき、子どもたちが伸び伸びと小学校入学まで一貫した保育と幼児教育が受けられるよう、認定こども園の充実を図ります。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	認定こども園の整備推進事業	継続	幼稚園が認可保育所等を設置することができる認定こども園制度の整備・充実により、保育所待機児童の解消を図る。	2園	こども課

4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進

①男女の役割分担及び働き方の見直し

固定的な性別役割分担や職場優先の意識の改革を始め、子育てと仕事が両立でき、男性が家庭内における自らの役割を自覚し、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めます。

No.	事業名	区分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	男女共同参画啓発事業	継続	男女が自らの生き方を主体的に選択し、その個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、男女共同参画情報紙「シンフォニー」の発行、きたもと男女共生塾の開催などにより、男女共同参画の意識づくり(啓発)を進める。	25,000部	協働推進課
2	(再) パパのためのお風呂の入れ方講習会	継続	主に、初めて父親になる人を対象に赤ちゃんのお風呂の入れ方の講習会を実施する。	初めて父親となる人の参加率 30%	健康づくり課
3	父親への育児啓発の推進	継続	家庭教育等の講座の中で、父親の子育てへの参加を促進し、子育てに携わる父親のための幼児教育フォーラム、子育てセミナー等を開催する。	初めて父親となる人の参加率 30%	健康づくり課
4	父親向けの子育てパンフレット作成・配布	継続	父親向けの沐浴実習時に参加者へ「お父さんも主人公」を配布し、家庭での父親の役割や、父子の遊び方について紹介する。	沐浴実習に参加をした父親へ配布100%	健康づくり課
5	男性の学校行事等への参加促進	拡大	学校応援団やおやじの会の活動等を通して、男性の学校行事等への参加を促進する。	参加率を前年度比較 10%アップを目指す	学校教育課
6	(再) 男性料理教室	継続	育児・家事について夫婦で協力して行うことを推進するため、男性料理教室を開催する。	24教室	コミュニティセンター、生涯学習課
7	(再) マタニティセミナー・沐浴実習の充実	継続	子育てに関する知識や技術を学ぶため、マタニティセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図る。	初めて父親となる人の参加率 30%	健康づくり課

②仕事と子育ての両立への理解の促進

男性を含めた働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、事業者に向けて働きかけていきます。

また、安心して家庭を築き、子どもを生み育てるためには経済的に自立した生活への支援が必要となるため、安定就労を促進する対策を行います。

さらに、仕事と子育ての両立のためには、職場だけでなく地域においても、働く母親に配慮した、行事、講座、集会の日時への配慮などを行っていきます。

No.	事業名	区分	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	職場環境の改善	継続	子育て等により職歴にブランクのある主婦に対して労働講座等を開催し、就職活動を支援する。	延べ参加人数 20人	産業観光課
2	女性の就業機会の拡大や労働条件、職場環境の整備促進	継続	地元商工会を通して、労働者及び企業に対して子育てと仕事の両立支援に向けた啓発活動を推進する。	商工会一般事業費補助金額 2,300,000円	産業観光課
3	内職相談の実施	継続	家庭外で働くことが困難な人で内職を希望する人に対し、内職に関する相談及び斡旋を行う。	相談件数180件	産業観光課
4	求人情報の提供	継続	雇用の促進を図るため、無料職業紹介所を開設し、職業の相談及び斡旋を行う。	求人件数120件	産業観光課
5	認定マーク「くるみん」の普及推進	継続	企業の子育て支援を促進するため、認定マーク「くるみん」の普及促進を図る。	市役所窓口で配布物等を啓示	こども課、 産業観光課
6	ワークライフバランス水先案内人(アドバイザー)の派遣推進	継続	仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるため、ワークライフバランス水先案内人(アドバイザー)派遣制度の周知に努める。	市役所窓口で配布物等を啓示	こども課、 産業観光課

施策目標5 地域で支え合い子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

5-1 地域における子育て支援サービスの充実

①子育て支援サービスの充実

育児の孤立化を解消するため、既存施設の有効活用により、親子が気軽に集まり、リフレッシュしたり、育児アドバイスを受れたりできる交流・相談の場の提供を行います。

また、保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時など、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図り、家庭における子育てを支援するため、様々な支援サービスを充実させます。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	公立保育所一時保育等	継続	保護者の多様な勤務形態から、休日や夜間などの受入れに対応した保育所運営が求められている。特に経済的自立を求めて勤労意欲が高まっている状況から、一時保育をはじめ、病後児保育、リフレッシュ保育など新たな保育ニーズに配慮した施設設備の運営を検討する。	—	こども課
2	ファミリー・サポート・センター	継続	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	—	こども課
3	(再)親子教室パンダ	継続	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	22回 述べ132人	こども課
4	(再)ブックスタート	継続	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図る。	配布数 423冊	こども課、 こども図書館、 ボランティア グループ
5	病後児保育事業	継続	保育所等に通所中の児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な場合、施設で一時預かりを行う	—	こども課
6	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課
7	育児サークルの育成・支援	継続	育児教室(わんぱく教室)を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに、交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	—	こども課

②子育て情報の充実

子育て応援ガイドブックの作成・配布とともに、市のホームページを利用し、妊娠期から思春期までの幅広い子育て情報や保健福祉サービスについて情報提供を行います。

さらに、子育てに関する情報の収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、情報の一元化、ホームページを利用した提供等を進めます。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	「きたもと子育て応援ガイドブック」の作成・配布	継続	市内の遊び場や子育てに関する情報を網羅したガイドブックを作成し公共施設等で配布する。	—	こども課
2	(再)育児サークルの育成・支援	継続	育児教室(わんぱく教室)を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに、交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	—	こども課
3	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課

③相談体制の充実

子育ての不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、関係機関の相談機能の充実を図り、利用しやすい相談体制づくりに努めます。

また、保育所においても、地域の子育て中の親からの育児に関する様々な相談に対し、保育所職員が相談に応じるなど、子育て中の親の悩みや育児不安の軽減を図り、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	電話相談及び来所相談の実施	継続	随時子育ての悩みや不安などについて各機関で相談に応じる。相談者の来訪時に、その相談に応じ、必要に応じ専門機関を紹介する。また、児童館、子育て支援センターにおいて電話等による育児相談を行う。	—	こども課、健康づくり課、学校教育課
2	(再)教育センター運営事業	継続	不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談や、心理カウンセラーによるカウンセリングを行う。	相談窓口開設	学校教育課
3	(再)育児相談(9か月児育児相談、乳幼児育児相談)	継続	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供する。	・9か月児育児相談 24回実施/受診率85% ・乳幼児育児相談 12回実施/利用者数400人	健康づくり課

4	(再)2歳児育児相談	継続	個別相談にて、支援を要する幼児に対する発達を促す係わり方についての助言や相談を行う。	50 件	こども課、健康づくり課
5	(再)親子教室/パンダ	継続	3歳児健診後、心身に発達の遅れのおそれのある児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	22 回 述べ 132 人	こども課
6	教育センター教育相談の実施	継続	電話相談、来所相談により、子育てや家庭教育等の悩み事に対して所員が相談に応じる。	教育センターへの相談件数 300 件程度	学校教育課
7	就学に関する相談の実施	継続	就学に関する相談を受け、必要に応じ専門機関を紹介する。	就学支援委員会 年 5 回開催	学校教育課
8	相談体制の市民への周知	継続	こども課、学校教育課及び教育センター等で実施している相談業務について、ひとり親家庭等への周知を図る。	—	こども課、 学校教育課
9	(再) 低出生体重児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	継続	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあった人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように支援する。	310	健康づくり課
10	児童相談所との連携	継続	要支援児童等の相談に対応できるよう、児童相談所との連携を図る。	—	こども課
11	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課

5-2 地域における子育て支援のネットワークづくり

①子育てに関する地域活動の育成と支援

子育てに関する住民活動の促進を図り、多様なボランティアグループやNPOを育成していきます。そのため、活動場所の提供や活動助成、情報の提供などに取り組んでいきます。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	地域コミュニティ委員会活動の活用	継続	地域のつながりを強化し、子どもたちが育ちやすい環境をつくるため、地域の子育て経験や知識を活用して、子育て支援を検討する。	行事数 40	くらし安全課
2	社会教育関係団体への支援	継続	自主的な社会教育活動を支援するため、社会教育関係団体を支援する。	6つの社会教育団体への補助金交付と活動支援	生涯学習課
3	青少年ふるさと学習の推進	継続	地域に根ざした個性的な活動を推進し、ふるさと意識の醸成を図る。	—	青少年育成市民会議、生涯学習課
4	青少年育成市民会議の支援	継続	自主的な青少年健全育成活動を促進するため、青少年育成市民会議を支援する。	補助金の交付と青少年関係団体連絡調整会議を支援	生涯学習課
5	(再)ファミリーサポートセンター	継続	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	—	こども課
6	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課
7	(再)育児サークルの育成・支援	継続	育児教室(わんぱく教室)を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに、交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	—	こども課
8	病児保育事業	新規	気中又は病気の回復期で集団保育が困難であり、仕事などの事情により、保護者が家庭で育児できない場合、施設で一時預かりを行う。	—	こども課

②子育て支援のネットワークづくり

地域で活動しているボランティアグループ、NPO、関係機関、民生委員・児童委員や主任児童委員との連携を図り、地域に密着した支援体制を推進します。

No.	事業名	区事業 分業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	「子育て支援ネットワーク」づくり	継続	行政機関や市内子育てサークル、子育て支援機関等のネットワーク化を図り、保護者が求める広汎な情報の提供を推進する。	—	こども課

③地域の子育て支援の担い手の育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援するため、子育て支援のボランティアを奨励し、活動の担い手を育成します。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	(再)ファミリーサポートセンター	継続	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	—	こども課
2	青少年指導委員・推進委員研修会の開催	継続	青少年指導委員・推進員として必要な知識を身につけ、資質の向上を図るための研修会を実施する。	青少年非行防止キャンペーンと合わせて「青少年の非行防止」をテーマに研修会を実施	生涯学習課
3	青少年育成指導者養成事業の充実	継続	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催する。	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催する。	生涯学習課
4	生涯スポーツ指導者の養成	継続	生涯スポーツ指導者の各種講習会派遣、スポーツ少年団認定員講習会等の開催により、指導者資格の取得促進を図る。	—	体育課
5	人財情報バンク制度の充実	継続	すぐれた知識や技能、経験等を人財情報バンクに登録してもらい、学習したい市民に紹介し、互いに学び合う学習機会の充実を図る。	180	生涯学習課

5-3 支援を必要とする家族へのサービスの充実

①問題を抱えた家庭への支援

女性に対するDV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力は人権侵害で、犯罪行為であることを広く啓発するとともに、家庭内の問題で保護等が必要とされる子どもに対しては、児童相談所などの関係機関と連携を図り、早期対応を図るため、地域での見守り体制を強化していきます。

また、生活保護世帯などに対しては、民生委員・児童委員などの協力を得るとともに、社会資源を活用して、自立した生活を営めるよう、相談事業や就労支援に取り組んでいきます。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標(H31)	担当課
1	(再)児童相談の充実	継続	児童の人権を守るため、保護に必要な児童のいる家庭の相談等に応じる。	—	こども課
2	(再)児童生徒就学援助扶助(小・中学校)	継続	経済的理由によって就学困難な児童生徒に必要な援助を行う。	400人	学校教育課
3	母子生活支援	継続	母子生活支援施設に入所させ、当面必要な保護を行い、母と子の福祉の向上を図る。	—	こども課

②ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭がそれぞれ自立した生活を営めるよう、相談事業や経済的支援、就労支援、日常生活支援に取り組んでいきます。

No.	事業名	区分事業	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	(再)児童生徒就学援助扶助(小・中学校)	継続	経済的理由によって就学困難な児童生徒に必要な援助を行う。	400人	学校教育課
2	(再)ひとり親家庭等医療費助成	継続	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	—	こども課
3	(再)母子生活支援	継続	母子生活支援施設に入所させ、当面必要な保護を行い、母と子の福祉の向上を図る。	—	こども課
4	(再)児童扶養手当支給	継続	父母の離婚・父又は母の死亡などにより、主として父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母または養育者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	—	こども課
5	ひとり親家庭等の連携強化	継続	民生委員・児童委員等との係わりをもちながら、ひとり親家庭の連携を促進する。	—	こども課
6	(再)相談体制の市民への周知	継続	こども課、学校教育課及び教育センター等で実施している相談業務について、ひとり親家庭等への周知を図る。	—	こども課、 学校教育課
7	(再)児童相談所との連携	継続	要支援児童等の相談に対応できるよう、児童相談所との連携を図る。	—	こども課
8	北本市ひとり親家庭等日常生活支援事業	継続	ひとり親家庭等で日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣して日常生活の支援を行う。	—	こども課
9	(再)貸付金制度の啓発	継続	ひとり親家庭等に対して母子福祉資金貸付制度等を周知する。	—	こども課

③親育ちへの支援

親が、地域での交流を深めながら育児などの問題を自ら解決する力をつけられるよう、子育ての情報を提供するとともに、子育てサークルの育成や地域子育て支援拠点事業の推進により、親同士が継続的・自主的に交流できる体制への支援を行います。

また、「子育て・親育ち講座」の開催を行い、子育ての楽しさを伝えながら、子どもと親がともに育ち合うための取り組みを実施します。

No.	事業名	区分	事業概要	目標指標 (H31)	担当課
1	(再)地域子育て支援拠点事業	継続	子育て中の親子が集まる場を提供し、交流や子育てに関する相談、情報提供などを行うことで、安心して子育てができる環境づくりを図る。	—	こども課
2	(再)子育て講座	継続	小学1年生になる児童の保護者、中学へ入学する子どもの保護者、妊娠中の女性及び配偶者等を対象として、子どもの年代にあわせた接し方等について学ぶ講座を開催する。	小・中学校の全校で実施	生涯学習課
3	(再)ブックスタート	継続	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図る。	配布数 423 冊	こども課、こども図書館、ボランティアグループ
4	児童文学講座	継続	児童文学への理解を深めてもらうとともに、図書館利用の拡大、子どもたちへの読書活動の推進を図ることを目的とする講座を開催する。	—	こども図書館、ボランティアグループ

第6章 計画の推進

本計画を進めるにあたり、行政、家庭、保育施設、学校、地域、職場（事業者）などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいく必要があります。そのためには、それぞれの立場において、身近なところで何ができるかということを考えながら、計画に掲げる理念と目標の達成を目指すことが必要です。計画の推進を図るために、次の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

1. 計画の推進にあたって

(1) 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

(3) 国・県との連携

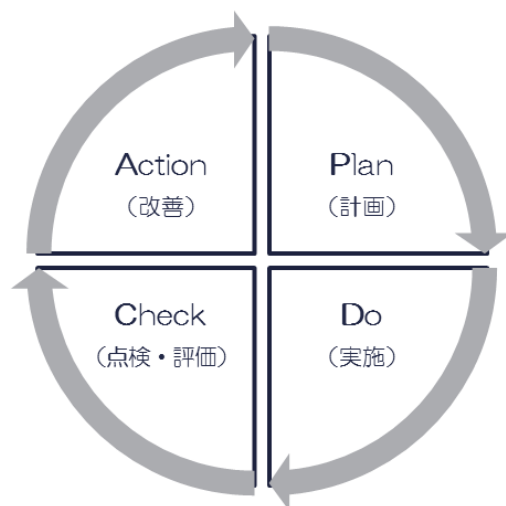
住民にもっとも身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2. 計画進行管理の体制としくみ

(1) 子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、PDCAサイクルに基づき、数値目標が設定されている事業について計画の点検・評価を行います。必要に応じて、計画の見直しなどを行います。

この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



(2) 計画の公表、住民意見の反映

市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

○北本市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、北本市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○北本市子ども・子育て会議委員名簿(平成26年度)

区分		役 職	候補者
1号委員	浦和大学	教授	オオクボ ヒデコ 大久保 秀子
	元教育委員会委員		オオツカ ミツコ 大塚 美津子
2号委員	中央児童相談所	所長	タグチ シン 田口 伸
3号委員	私立幼稚園協会	南幼稚園 園長	ヤナセ ヒデオ 柳瀬 秀夫
	北本市民間保育園協会	高尾保育園園長	キムラ ミネコ 木村 嶺子
	北本市立保育所父母の会連合会	会長	サイトウ ユリコ 齋藤 由利子
	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	オガワ カズコ 小川 和子
	子育てサークル代表者	ミッキーマウスクラブ	タグチ ヒロミ 田口 啓美
	PTA連合会	会長	オガワ トシヒロ 小川 登志洋
	事業代表者(埼玉ヤクルト販売株)	総務ブロック保育チーム 保育チームリーダー	オカダ カズミ 岡田 一美
	NPO法人北本学童保育の会 うさぎっ子クラブ	理事長	ナカムラ ヒデオ 中村 秀夫
	小中学校 校長会	南小学校 校長	ハリガヤ ノリコ 針谷 紀子
「連合埼玉」県央地域協議会	事務局長	ヨシダ ユウジ 吉田 雄二	
4号委員	公募による市民		ケヅカ キョウコ 毛塚 京子
			イシダ フミエ 石田 史恵

1号委員…知識経験者

2号委員…関係行政機関の職員

3号委員…関係団体を代表する者

4号委員…公募による市民

○計画策定経緯

年月日		議 事
平成 25 年度	平成 25 年 11 月	ニーズ調査の実施
	平成 26 年 1 月 7 日	第 1 回北本市子ども・子育て会議 議題 (1)「子ども・子ども支援新制度」について (2)「北本市子ども・子育て会議」について (3)北本市の保育施設の現状について (4)北本市次世代育成支援行動計画進捗状況の報告について (5)その他・
	平成 26 年 2 月 19 日	第 2 回北本市子ども・子育て会議 議題 (1)ニーズ調査結果報告について (2)子ども・子育て基礎データについて (3)その他
平成 26 年度	平成 26 年 4 月 18 日	第 3 回北本市子ども・子育て会議 議題 (1)子ども・子育て支援事業計画、事業計画の基本理念等について (2)教育・保育提供区域について (3)その他
	平成 26 年 5 月 21 日	第 4 回北本市子ども・子育て会議 議題 (1)教育・保育等の量の見込みについて (2)北本市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について (3)パブリック・コメントについて (4)その他
	平成 26 年 6 月 27 日	第 5 回北本市子ども・子育て会議 議題 (1)北本市次世代育成支援行動計画の事業進捗状況について (2)北本市子ども・子育て支援事業計画の施策目標について (3)子ども・子育て支援新制度について (4)子ども・子育て会議の所掌事務の変更について
	平成 26 年 8 月 29 日	第 6 回北本市子ども・子育て会議 議題 (1)子ども・子育て支援事業計画の施策目標について (2)子ども・子育て支援事業計画における提供体制の確保について (3)子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例のパブリック・コメントについて (4)その他

年月日		議 事
平成 26 年 度	平成 26 年 10 月 29 日	第 7 回北本市子ども・子育て会議 議題 (1)保育所の利用定員数について (2)子ども・子育て支援事業計画における保育量見込み等について (3)子ども・子育て支援事業計画について (4)その他
	平成 27 年 1 月 16 日	第 8 回北本市子ども・子育て会議 議題 (1)子ども・子育て支援事業計画について (2)その他
	平成 27 年 1 月 19 日～ 2 月 18 日	パブリック・コメントの実施

○用語解説

【あ行】

■育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たしたなかで、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

■一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的に保育所で預かる事業。

■ALT (Assistant Language Teacher)

学校等の授業で日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人。

■NPO (Non-Profit Organization)

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人を指すが、単に「NPO」という場合には法人格の有無は関係しない。

■延長保育

保育所で、通常の保育時間（保育所によって異なる）を超えて子どもを預かること。

【か行】

■学習障害（LD）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

■学童保育（放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業）

両親が共働きであるなどで、昼間、保護者が不在である児童を学校やその他の施設等で放課後一定時間保育する事業。

■休日保育事業

就労スタイルの多様化などにともない、日曜日・祝日などに勤務する保護者のため、日曜日・祝日などに保育を実施する事業。

■合計特殊出生率

合計特殊出生率＝(母の年齢別出生数÷年齢別女子人口)の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

■コーホート変化率法

ある基準年次の男女、年齢別人口を出発点とし、これに仮定された女子の年齢別出生率男女、年齢別出生率(あるいは死亡率)、男女、年齢別人口移動率を適用して将来人口を計算する方法。

■子育て支援センター

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

■子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」、すなわち満18歳未満の者を指すこととする。

■子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

■子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

■子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て新システム）

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタートする予定。

■子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律

■子ども・子育てビジョン

平成 22 年 1 月 29 日に閣議決定。社会全体で子育てを支える、希望がかなえられる、という 2 つの考えを実現させるための政策。

【さ行】

■次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県が策定する計画。

■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策。

■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■児童相談所

児童や家庭についての診断・調査に基づく指導のほか、一時保護、巡回相談、児童福祉施設や里親、職親への斡旋等を行う施設。狭義には、児童福祉法に定められた都道府県立の施設。

■児童の権利に関する条約

18 歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989 年 11 月の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効。日本は 1994 年に批准した。

■児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設

■社会福祉協議会

地域社会の中で、住民の自主的な活動の中核となって福祉活動を推進し、保健や福祉上のさまざまな問題を一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体のこと。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域での福祉活動の推進を図るための活動を行っている。社会福祉協議会は全国すべての市町村、都道府県・指定都市に設置され、それぞれが独立しながら、同時にそのネットワークにより活動を進めている。

■就学前児童

乳児（満1歳に満たない者）、幼児（満1歳から小学就学前までの者）のこと。

■ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、保護者に代わって児童の養育を行う事業。

■食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成17年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

■シンポジウム

2人またはそれ以上の方が同一の問題の異なった面をあらわすように講演し、おのおの意見を述べ、聴衆又は司会者が質問し、講演者がこれに答えるもの。

■スクールソーシャルワーカー

子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って解決するためのサポートシステム。日本では、1980年代の半ばから必要性を訴える声が上がっているが、制度としては導入されていない。

【た行】

■待機児童

認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童のうち、認証保育所・保育室・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた児童の数。

■地域子育て支援拠点

子育て等に関する相談の実施や親子の交流の促進等を行うため、子育て支援拠点を整備する事業。

センター型：地域の子育て支援情報の収集・提供、子育て親子の交流の場の提供、相談、講習等を実施。

ひろば型：常設のひろばを開設し、子育て親子の交流の場の提供、相談、情報提供、講習等を実施。

■注意欠陥／多動性障害（ADHD）

注意障害（注意が持続できない等）、多動性（じっとしてられない等）、衝動性（他人にちょっかいを出す等）といった症状が少なくとも2つ以上の状況（学校と家等）であられる。最近では大人になるまで気づかずにいたパターン等もあることが分かっています。

■DV：ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

■通常保育事業

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育所において保育を実施する事業。

■特定保育事業

保護者の就労または就労のための就学等により、一定程度家庭保育が困難となる児童を保育する事業。

■トワイライトステイ事業

保護者の恒常的な残業などのため、児童の生活指導などが困難な場合、児童の生活指導や食事の提供などを行う事業。

【な行】

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる事業。

■認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。

■認定こども園

保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

■ノーマライゼーション

障害者や高齢者等が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方や、そのための運動や施策等。

【は行】

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■病児・病後児保育事業

現在保育所に通所中の子どもが病気の回復期にあり集団保育できない場合、一時的に保育を行う事業。

■ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織。

■保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

■ボランティア

自発的に社会公益活動を行う人やその活動そのものを示す。団体として活動するものや個人が日常で行う公益活動や善意の行動がある。

【や行】

■夜間保育事業

夜間、保護者の就労などにより児童の世話をすることができない場合に、保育所において夜間に保育する事業。

■ユニバーサルデザイン

直訳すれば「普遍的な「(universal)デザイン」「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であ

るように、ものや制度などを設計・製造することを指す。似た概念として「バリアフリー」(barrier-free)があるが、これが、障がい者や高齢者など“特定の人々”にとっての障壁を取り除く特別な対策”をイメージさせるのに対し、ユニバーサルデザインの概念は、ものや制度などはそもそも誰にでも使いやすいように作られているべきであるという考え方に立つ。

■要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦等の早期発見や、適切な保護等を図るため、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置した機関。

【ら行】

■ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

■労働力人口

生産年齢人口（15～64歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探してあり、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。内閣府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現に向けて、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がまとめられた。この中で、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があってこそ人生の生きがいを得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきとされた。

北本市児童憲章

北本っ子未来へのちかい

わたしたちは

みどり 緑 きたもと にかこまれた北本 みらい の未来のために、

あか 明るく、たくましく、

じぶん 自分 みち の道 すす を進んでいくことを やくそく 約束し、

ここに「北本っ子未来へのちかい」 きたもと を こみらい 定め さだ ます。

けんこう いのち・健康

いのち すべての命 たいせつ を大切に、 げんき 元気に じぶん 自分らしく せいかつ 生活します。

ゆめ 夢・希望

ゆめ 夢をかなえるため、 みらい 未来に む 向かって ちょうせん 挑戦します。

ゆうじょう 友情・思いやり

あいて 相手の きもち 気持ちを かんが 考え、 とも 友だちの わ 輪を ひろ 広げていきます。

かんしゃ 感謝・礼儀

かんしゃ 感謝の こころ 心を持ち、 おお 大きな こえ 声であいさつをします。

しぜん 自然・ふるさと

みどり 緑 きたもと いっぱい、 ふるさと ふれあい ふるさと ippai の北本をつくれます。

(平成 13 年 10 月 25 日制定)

北本市子ども・子育て支援事業計画

発行：平成27年3月

企画・編集：北本市保健福祉部こども課

〒364-8633

北本市本町1-111

電話 048-591-1111

ファクス 048-593-2862

ホームページ

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>